



第83期 定時株主総会招集ご通知

日 時 2023年3月30日（木曜日）
午前10時（午前9時開場）

場 所 東京都千代田区大手町一丁目3番2号
経団連会館 2階国際会議場

新型コロナウイルス感染症への対応について

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本株主総会につきまして、極力、書面又はインターネット等により事前に議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

なお、本株主総会の運営につきましては、当社ウェブサイト (<https://sfc.jp/information/ir/stockholder/information/202212.html>) に掲載いたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

※本株主総会におけるお土産の配布はございません。

 住友林業株式会社

証券コード：1911



株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
当社第83期定時株主総会を2023年3月30日(木曜日)
に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいた
します。

ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

取締役社長 光吉 敏郎

目次

■ 第83期定時株主総会招集ご通知	1
■ 議決権行使のご案内	3
■ 株主総会資料の電子提供制度にかかる当社の方針につきまして	5
■ 株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金処分の件	7
第2号議案 定款一部変更の件	8
第3号議案 取締役9名選任の件	9
第4号議案 監査役1名選任の件	16
■ 事業報告	20
■ 連結計算書類	44
■ 計算書類	46
■ 監査報告書	48

証券コード 1911
2023年3月7日
(電子提供措置の開始日 2023年3月1日)

株 主 各 位

東京都千代田区大手町一丁目3番2号
住友林業株式会社
取締役社長 光吉 敏郎

第83期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第83期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面又は電磁的方法（インターネット等）により事前に議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、3頁及び4頁のご案内に従って議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

なお、本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第83期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://sfc.jp/information/ir/stockholder/information/202212.html>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、株式会社東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コード欄に「住友林業」又は「1911」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」、「株主総会招集通知／株主総会資料」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>



敬 具

記

日時 2023年3月30日（木曜日）午前10時

場所 東京都千代田区大手町一丁目3番2号
経団連会館 2階国際会議場

会議の 目的事項

- 報告事項**
1. 第83期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類報告の件
 2. 会計監査人及び監査役会の第83期連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項**
- 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役9名選任の件
 - 第4号議案 監査役1名選任の件

以 上

議決権行使のご案内

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、極力、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。なお、株主総会にご出席いただく場合は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

書面による 議決権行使

行使期限

2023年3月29日(水曜日)
午後5時30分到着分まで



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

「スマート行使」による 議決権行使

行使期限

2023年3月29日(水曜日)
午後5時30分行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ってください。

詳細は次頁をご覧ください。

インターネットによる 議決権行使

行使期限

2023年3月29日(水曜日)
午後5時30分行使分まで

パソコン、スマートフォン又は
携帯電話から、
議決権行使ウェブサイト

(<https://www.web54.net>)

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」「パスワード」をご入力の上、賛否をご登録ください。

詳細は次頁をご覧ください。

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJに事前に申し込まれた場合に限り、同社が運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

議決権行使に関する決定事項

- (1) 議決権行使書用紙において、各議案に賛否のご表示がない場合は、賛成の意思表示がなされたものとして取り扱わせていただきます。
- (2) 電磁的方法（インターネット等）により議決権を複数回行使された場合、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (3) 書面による議決権行使と電磁的方法（インターネット等）による議決権行使が重複してなされた場合は、電磁的方法（インターネット等）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

「スマート行使」による議決権行使

「議決権行使コード」「パスワード」を入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 同封の議決権行使書用紙の右下に記載のQRコードをスマートフォンかタブレット端末で読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に沿って賛否をご登録ください。



議決権再行使のお手続き方法について

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

インターネットによる議決権行使

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 同封の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に沿って賛否をご登録ください。

※操作画面はイメージです。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使について ☎️ 0120-652-031 (午前9時～午後9時)

その他のご照会 ☎️ 0120-782-031 (平日午前9時～午後5時)

以上

株主総会資料の電子提供制度にかかる当社の方針につきまして

1. 株主総会資料の電子提供制度の概要

2022年9月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)により、株主総会資料(※)の電子提供制度(以下「本制度」といいます。)が導入されました。本制度は、株主総会資料を自社のホームページ等のウェブサイトに掲載し、当該ウェブサイトへのアクセス方法を記載した招集ご通知(以下「通知書面」といいます。)をお送りすることにより、株主総会資料を提供することができる制度です。本制度は、全ての上場会社に対して強制適用されることから、当社では、2023年3月30日開催予定の第83期定時株主総会より本制度が適用されます。

本制度では、株主様へお届けする通知書面は、簡易なお知らせ(株主総会資料をウェブサイトに掲載したこと及びウェブサイトのアドレス等を記載したことの通知)のみで足りることとなり、書面による株主総会資料の提供を希望される株主様は、株主総会の議決権基準日までに、当社株主名簿管理人(三井住友信託銀行株式会社)又はお取引の証券会社へお申し出いただき「書面交付請求」のお手続きを行っていただく必要があります。

※ 株主総会資料とは、株主総会参考書類、事業報告、監査報告、計算書類及び連結計算書類を指します。

2. 当社の対応方針

当社第83期定時株主総会につきましては、本制度の適用後最初の株主総会であることを踏まえ、経過的な措置として、株主様からの「書面交付請求」の有無に関わらず、株主様に対して、従来と同様、議決権行使書とともに株主総会資料を書面にてお届けいたしました。

また、当社は、本制度の導入趣旨を踏まえ、次回の株主総会から、株主総会資料につきましては、ウェブサイト上でのご提供とし、通知書面には簡易なお知らせのみを記載してお届けする予定です。

次回以後の株主総会についても書面による株主総会資料の提供を希望される株主様は、次回の議決権基準日(定時株主総会については12月31日)までにお早めに当社株主名簿管理人又はお取引の証券会社で「書面交付請求」のお手続きを行っていただきますようお願い申し上げます。

3. 株主総会資料（交付書面）の一部省略事項

株主様に書面にてお届けしております株主総会資料（以下「交付書面」といいます。）のうち、以下の書類につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、当社ウェブサイト（本書1頁）に掲載していますので、交付書面には記載していません。したがって、本招集ご通知に添付しています交付書面は、監査役及び会計監査人がそれぞれ監査報告及び会計監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

- ①事業報告　　：「会社の新株予約権等に関する事項」、「会計監査人の状況」及び「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
- ②連結計算書類：「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ③計算書類　　：「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

なお、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、当社ウェブサイト及び東証ウェブサイト（本書1頁）への掲載によりお知らせいたします。

4. 決議通知に関する事項

第83期定時株主総会から決議の結果につきましては、書面による決議通知の送付は取りやめさせていただき、当社ウェブサイト（本書1頁）に掲載いたします。今後、書面による決議通知の送付は行いませんので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

電子提供制度 (書面交付請求を含む) に関する お問い合わせ先	三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 専用コールセンター ☎ 0120-533-600 受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日及び12/31~1/3を除く)
--	---

以 上

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、経営基盤、財務状況及びキャッシュ・フロー等のバランスを総合的に勘案し、次の通りといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当期末の剰余金の配当につきましては、株主の皆様への利益還元を継続的かつ安定的に実施するという基本方針を踏まえ、当期業績等を総合的に勘案し、前期に比べ1株につき20円増額し、次の通りといたしたいと存じます。

なお、当期中間配当と当期末配当の合計額は、1株につき125円となります。

1	配当財産の種類 ▶ 金銭
2	株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 ▶ 当社普通株式1株につき 65円 ▶ 総額 13,060,390,005円
3	剰余金の配当が効力を生じる日 ▶ 2023年3月31日

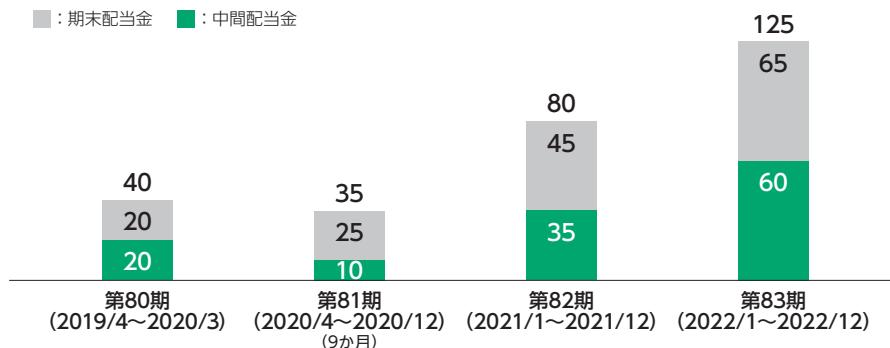
2. その他の剰余金の処分に関する事項

資本政策における機動性の確保を目的として、別途積立金の一部を取り崩し、次の通りといたしたいと存じます。

- (1) 増加する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金 30,866,000,000円
- (2) 減少する剰余金の項目及びその額
別途積立金 30,866,000,000円

(ご参考) 1株当たり配当金の推移

(単位：円)



第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社及び当社子会社の事業の現状に即して事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）について所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次の通りであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第2条（目 的） 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1. 山林の経営及び売買 2～18 [省 略] [新 設] <u>19～23</u> [省 略] [新 設] <u>24～25</u> [省 略]	第2条（目 的） 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1. 山林・ <u>森林</u> の経営及び売買 2～18 [現行通り] <u>19. 第二種金融商品取引業及び投資助言・代理業</u> <u>20～24</u> [現行通り] <u>25. 温室効果ガス排出権の売買</u> <u>26～27</u> [現行通り]

第3号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（9名）の任期が満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、各候補者の指名につきましては、委員長を社外取締役が務め、委員の過半数を社外役員で構成する任意の委員会である指名・報酬諮問委員会に諮ったうえで決定しております。

取締役候補者は次の通りであります。

候補者番号	候補者氏名	現在の地位	
1	市川 晃 <small>いち かわ あきら</small>	代表取締役 取締役会長	再任
2	光吉 敏郎 <small>みつ よし とし ろう</small>	代表取締役 取締役社長 執行役員社長	再任
3	佐藤 建 <small>さ とう たつる</small>	代表取締役 執行役員副社長	再任
4	川田 辰己 <small>かわ た たつ み</small>	取締役 専務執行役員	再任
5	川村 篤 <small>かわ むら あつし</small>	取締役 専務執行役員	再任
6	高橋 郁郎 <small>たか はし いく ろう</small>	取締役 常務執行役員	再任
7	山下 泉 <small>やま した いずみ</small>	取締役	再任 社外 独立役員
8	栗原 美津枝 <small>くり はら み つ え</small>	取締役	再任 社外 独立役員
9	豊田 祐子 <small>とよ だ ゆう こ</small>		新任 社外 独立役員

株主総会参考書類



候補者
番号

いち かわ あきら
市川 晃

(1954年11月12日生)

1

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年4月	当社入社	2010年4月	代表取締役（現任）
2007年6月	執行役員		取締役社長
2008年6月	取締役 常務執行役員		執行役員社長
		2020年4月	取締役会長（現任）

[重要な兼職の状況]

コニカミノルタ株式会社 社外取締役
住友化学株式会社 社外取締役

所有する当社株式数

76,800株

取締役会への出席状況

15回/15回

取締役候補者とした理由

市川 晃氏は、取締役社長及び取締役会長を歴任し、企業経営者としての豊富な経験と実績を有していることから、取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。



候補者
番号

みつ よし とし ろう
光吉 敏郎

(1962年5月23日生)

2

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月	当社入社	2018年4月	専務執行役員
2010年6月	執行役員	2020年4月	代表取締役（現任）
2011年4月	常務執行役員		取締役社長（現任）
2014年6月	取締役		執行役員社長（現任）

所有する当社株式数

20,300株

取締役会への出席状況

15回/15回

取締役候補者とした理由

光吉敏郎氏は、2020年4月より取締役社長として当社グループの経営を担っており、当社グループ事業全般に関する豊富な知見と経営実績を有しております。このため、取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

さとう たつる
佐藤 建

(1955年12月14日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年4月	当社入社	2016年4月	専務執行役員
2012年6月	執行役員	2018年4月	代表取締役(現任)
2013年4月	常務執行役員		執行役員副社長(現任)
2013年6月	取締役		

[担当]

生活サービス本部 管掌
総務・法務・秘書・渉外・人材開発・D&I・ITソリューション・内部監査 担当

[重要な兼職の状況]

株式会社熊谷組 取締役

- 所有する当社株式数
39,100株
- 取締役会への出席状況
15回/15回

取締役候補者とした理由

佐藤 建氏は、2013年に取締役に就任し、総務・人事・ITソリューション等の担当執行役員を歴任、現在は執行役員副社長を務めており、当社グループの事業及び経営に関する豊富な経験と実績を有しております。このため、取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者
番号

4

かわ たつみ
川田 辰己

(1962年10月4日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月	当社入社	2022年1月	専務執行役員(現任)
2016年6月	執行役員		
2017年4月	常務執行役員		
2018年6月	取締役(現任)		

[担当]

資源環境事業本部 管掌
経営企画・財務・コーポレート・コミュニケーション・サステナビリティ推進 担当

- 所有する当社株式数
12,200株
- 取締役会への出席状況
15回/15回

取締役候補者とした理由

川田辰己氏は、人事部長、経営企画部長等を歴任した後、2018年に取締役に就任し、現在は専務執行役員を務めており、当社グループの事業に関する豊富な経験を有しております。このため、取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。



- 所有する当社株式数
17,800株
- 取締役会への出席状況
15回/15回

候補者
番号

5

かわ むら あつし
川村 篤

(1965年2月24日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年4月	当社入社	2020年4月	海外住宅・不動産事業本部長 委嘱
2016年6月	執行役員	2020年6月	取締役（現任）
2017年4月	常務執行役員	2023年1月	専務執行役員（現任）
2018年4月	海外住宅・不動産事業本部副本部長 委嘱		海外住宅・建築・不動産事業本部長 委嘱（現任）

[担当]

木材建材事業本部 管掌
筑波研究所 担当

取締役候補者とした理由

川村 篤氏は、海外住宅・不動産部長、海外事業本部副本部長等を歴任した後、2020年に取締役に就任し、現在は専務執行役員海外住宅・建築・不動産事業本部長を務めており、当社グループの事業に関する豊富な経験を有しております。このため、取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。



- 所有する当社株式数
12,500株
- 取締役会への出席状況
12回/12回
(2022年3月29日に取締役に就任して以降の状況)

候補者
番号

6

たか はし いく ろう
高橋 郁郎

(1959年10月4日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年4月	当社入社	2020年4月	常務執行役員（現任）
2017年10月	住宅事業本部副本部長		住宅・建築事業本部長 委嘱
2018年6月	執行役員	2022年3月	取締役（現任）
	住宅・建築事業本部副本部長 委嘱	2023年1月	住宅事業本部長 委嘱（現任）

取締役候補者とした理由

高橋郁郎氏は、住宅事業本部技術部長、同本部副本部長等を歴任した後、2022年に取締役に就任し、現在は常務執行役員住宅事業本部長を務めており、当社グループの事業に関する豊富な経験を有しております。このため、取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者
番号

7

やま した いずみ
山下 泉

(1948年2月1日生)

再任

社外

独立役員

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1971年7月	日本銀行 入行	2012年6月	同社 取締役兼代表執行役会長
1998年4月	同行 金融市場局長	2013年6月	同社 取締役兼代表執行役会長
2002年3月	アクセンチュア株式会社 金融営業本部長		退任
2003年4月	日本郵政公社 常務理事	2016年6月	当社社外取締役 (現任)
2005年4月	同公社 総裁代理		
2007年10月	株式会社かんぽ生命保険 取締役兼代表執行役社長		

[重要な兼職の状況]

株式会社イオン銀行 社外取締役

- 所有する当社株式数
0株
- 取締役会への出席状況
15回/15回

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

山下 泉氏は、金融業界における豊富な経験及び企業経営者としての高い見識に基づき、当社のコーポレート・ガバナンスの強化のために適切な役割を果たしているものと判断し、社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。当社は、同氏に対して、当該経験及び見識に基づく経営全般への提言等を通じて、経営の監督機能の強化に寄与していただくことを期待しております。

社外取締役候補者に関する特記事項

- 山下 泉氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- 当社は、山下 泉氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
- 山下 泉氏が社外取締役として在任している株式会社イオン銀行は、新規カードの入会促進施策に関し、2020年3月24日に消費者庁より、景品表示法第5条第2号に規定する不当な表示を行っていたとして、措置命令を受けました。同氏は、本件が判明するまではその事実を認識しておりませんでした。日頃から法令遵守の観点から指摘、意見を述べておりました。また、本件判明後は、法令遵守の更なる徹底及び再発防止策の策定につき積極的な提言を行うなど、社外取締役としての職責を果たしております。
- 山下 泉氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年9か月となります。
- 当社は山下 泉氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。なお、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で、同内容の契約を再締結する予定であります。



- 所有する当社株式数
0株
- 取締役会への出席状況
15回/15回

候補者
番号

8

く り は ら み つ え
栗原美津枝

(1964年4月7日生)

再任

社外

独立役員

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年4月	日本開発銀行（現 株式会社 日本政策投資銀行）入行	2013年4月	同行 企業金融第6部長
2008年6月	米国スタンフォード大学国際 政策研究所 客員フェロー	2015年2月	同行 常勤監査役
2010年6月	株式会社日本政策投資銀行 財務部次長	2020年6月	株式会社価値総合研究所 代表取締役会長（現任）
2011年5月	同行 企業金融第4部 医療・生活室長	2021年3月	当社社外取締役（現任）

[重要な兼職の状況]

株式会社価値総合研究所 代表取締役会長
中部電力株式会社 社外取締役
株式会社日本政策金融公庫 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

栗原美津枝氏は、金融分野における高い見識及び豊富な経験に基づき、当社のコーポレート・ガバナンスの強化のために適切な役割を果たしているものと判断し、社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。当社は、同氏に対して、当該見識及び経験に基づく経営全般への提言等を通じて、経営の監督機能の強化に寄与していただくことを期待しております。

社外取締役候補者に関する特記事項

1. 栗原美津枝氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
2. 当社は、栗原美津枝氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 栗原美津枝氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 当社は栗原美津枝氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。なお、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で、同内容の契約を再締結する予定であります。



■ 所有する当社株式数
0株

候補者
番号

9

とよ だ ゆう こ
豊田祐子

(1970年8月21日生)

新任

社外

独立役員

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2000年10月	弁護士登録 西村総合法律事務所 (現 西村あさひ法律事務所)	2011年4月	野村ホールディングス株式会社 グループ法務部次長
2002年6月	法務省民事局付	2014年12月	パークレイズ証券株式会社 コンプライアンス部コントロールルーム室長
2006年4月	西村ときわ法律事務所 (現 西村あさひ法律事務所)	2015年9月	シティユーワ法律事務所 スペシャル・カウンセラー
		2023年1月	同事務所 パートナー (現任)

[重要な兼職の状況]

弁護士

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

豊田祐子氏は、弁護士として企業法務の実務に精通しており、当該経験及び見識に基づき当社のコーポレート・ガバナンスの強化のために適切な役割を果たすことができると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。当社は、同氏に対して、専門的見地に基づく経営全般への提言等を通じて、経営の監督機能の強化に寄与していただくことを期待しております。なお、同氏は、過去に会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

社外取締役候補者に関する特記事項

1. 豊田祐子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
2. 当社は、豊田祐子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 豊田祐子氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする予定であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社株式数は、2022年12月31日現在のものであります。
3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、被保険者の保険料負担はありません。なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 東井憲彰氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、候補者の指名につきましては、委員長を社外取締役が務め、委員の過半数を社外役員で構成する任意の委員会である指名・報酬諮問委員会に諮ったうえで決定しております。また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次の通りであります。



かくもととしお
角元俊雄

(1964年4月7日生)

新任

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1988年4月	当社入社	2023年1月	内部監査担当役員付(現任)
2017年4月	総務部長		
2020年6月	理事(現任) 総務部長		

所有する当社株式数
2,500株

監査役候補者とした理由

角元俊雄氏は、当社子会社であるオーストラリア住友林業の取締役社長等を歴任した後、2017年に総務部長に就任し、法務及びリスク管理・コンプライアンスに関する豊富な実務経験を有しております。これらの経験を活かし、監査役として当社グループの実効的な監査に十分な役割を果たすことができると判断し、選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者の所有する当社株式数は、2022年12月31日現在のものです。
3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、被保険者の保険料負担はありません。なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

（ご参考1）取締役会の構成及び取締役・監査役候補者の選定の方針について

当社は、コーポレートガバナンス基本方針で定める取締役会の構成、取締役・監査役候補者に求める資格等の考え方にに基づき、取締役・監査役候補者を選定しております。その概要は次の通りであります。

1. 取締役会の構成

取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすため、性別・国籍等の多様性を考慮するとともに、

- ① 当社グループの事業に関する豊富な経験や実績を有する
- ② 企業経営又は産業・政策等に係る豊富な経験や実績を有する
- ③ 法律・会計等の専門性を有する

等、知識・経験・能力等の専門性及び多様性を備える構成とし、人数は17名以内とします。

2. 取締役・監査役候補者の資格・指名方針

取締役・監査役候補者は、人格識見及び当社経営に対する有用性を備えている者から、指名・報酬諮問委員会からの意見を踏まえ、取締役会で決定します。

(ご参考2) 取締役及び監査役の専門性・経験

下表は、取締役及び監査役がそれぞれ保有しているスキル（専門性・経験）のうち、特に期待するものを示しております（本総会において各取締役・監査役候補者が選任された場合）。

		役職	企業経営	資源・環境	建築・不動産開発	グローバル	財務・会計	人材開発・D&I	法務・リスク管理	IT・DX	産業政策
取締役	市川 晃	代表取締役 取締役会長	●			●	●	●	●	●	●
	光吉 敏郎	代表取締役 取締役社長 執行役員社長	●	●	●	●					
	佐藤 建	代表取締役 執行役員副社長	●	●			●	●	●	●	
	川田 辰己	取締役 専務執行役員	●	●		●	●	●			
	川村 篤	取締役 専務執行役員	●	●	●	●					
	高橋 郁郎	取締役 常務執行役員	●		●						
	山下 泉	社外取締役	●			●	●			●	●
	栗原 美津枝	社外取締役	●	●		●	●				●
	豊田 祐子	社外取締役				●			●		
監査役	福田 晃久	常任監査役	●		●	●	●			●	
	角元 俊雄	監査役				●			●		
	皆川 芳嗣	社外監査役		●				●			●
	鐵 義正	社外監査役					●				
	松尾 眞	社外監査役				●			●		

スキル項目の選定理由

企業経営	国内外における森林経営、木材・建材の流通及び製造、住宅建築等、人々の生活に関わる幅広い分野で展開する既存事業の更なる成長に加えて、世界的な脱炭素化への動きの中で長期ビジョンを達成するためには、企業経営の経験を持つ取締役会メンバーが必要である。
資源・環境	長期ビジョンにおいて森林経営による「森」と「木」の価値向上を掲げており、森林のCO2吸収源としての価値を訴求した新たな事業を展開し、また、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）の提言に基づくシナリオ分析及び情報開示の継続的な実施並びにSBT（Science Based Targets）に基づいた温室効果ガス排出削減目標の達成に向けた取り組み等を着実に進めるためには、資源・環境の専門性・経験を持つ取締役会メンバーが必要である。
建築・不動産開発	長期ビジョン及び中期経営計画において掲げる中大規模木造建築事業の拡大と、不動産開発事業を新たな収益の柱として育成・強化するために、建築・不動産開発の専門性・経験を持つ取締役会メンバーが必要である。
グローバル	長期ビジョンにおける事業方針として「グローバル展開の進化」を掲げており、海外におけるグループ事業領域と規模の拡大を進めるためには、海外での経験を持つ取締役会メンバーが必要である。
財務・会計	資本効率の向上及び自己資本の充実を図りながら、企業価値向上に向けた持続的な成長投資等を実現するためには、財務・会計の専門性・経験を持つ取締役会メンバーが必要である。
人財開発・D&I	長期ビジョンにおいて「人と社会への価値」を高めることを掲げており、事業の多様化に対応した人財の継続的確保と育成の強化、及び社員のエンゲージメントの向上、働きかた改革の推進、D&I（ダイバーシティ&インクルージョン）への取り組み等を進めるためには、人財開発・D&Iの専門性・経験を持つ取締役会メンバーが必要である。
法務・リスク管理	持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するコーポレートガバナンス体制の整備やグローバルな事業展開等を可能とするリスク管理体制構築のためには、法務・リスク管理の専門性・経験を持つ取締役会メンバーが必要である。
IT・DX	長期ビジョンにおいて「市場経済への価値」を高めることを掲げており、全社的にデジタル・トランスフォーメーション（DX）を推進し、また、ITインフラの整備等を通じて生産性を向上するために、IT・DXの専門性・経験を持つ取締役会メンバーが必要である。
産業政策	長期ビジョンにおいて「市場経済への価値」を高めることを掲げており、森林のCO2吸収源のカーボンクレジット化を通じた事業等を展開するためには、社会との関わりの中で、政策面での枠組み作り等が求められるため、産業政策の知見を持つ取締役会メンバーが必要である。

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当期の世界経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が緩和される中で、景気は緩やかな持ち直しが続きました。しかしながら、ロシアのウクライナ侵攻長期化に伴うエネルギー等の価格高騰や欧米における金融引き締め等が景気を下押しする要因となりました。わが国経済は、急激な円安や資源高に起因する物価上昇の影響があったものの、コロナ禍における行動制限の緩和等により、個人消費や設備投資を中心に経済活動の正常化が進んだことから、景気は緩やかに持ち直しました。

住宅市場に関しましては、国内では、物価上昇等の影響による消費マインドの低下から持家の着工戸数は前年より減少したものの、貸家需要が堅調に推移したこと等により、新設住宅着工戸数は増加しました。米国では、当期末まで市場は前期からの好調を維持しておりましたが、住宅ローン金利の大幅な上昇等により、購入意欲が低下し、下期以降は受注環境が悪化しました。豪州では、住宅ローン金利や建設コストの上昇を背景として、厳しい市場環境に直面しました。

このような事業環境のもと、当社グループは、当期を初年度とする3年間の中期経営計画「Mission TREEING 2030 Phase 1」をスタートさせ、最終年度となる第85期（2024年12月期）に売上高1兆7,700億円、経常利益1,730億円（退職給付会計に係る数理計算上の差異を除く）、親会社株主に帰属する当期純利益1,160億円、ROE15%以上を目指すこととしました。また、本中期経営計画の基本方針として、「木材資源の活用による脱炭素化への挑戦」、「収益基盤の強靱化の推進」、「グローバル展開の加速」、「持続的成長に向けた経営基盤の強化」、「事業とESGの更なる一体化」の5つのテーマを掲げ、目標達成に向けて取り組むこととしました。当期は、国内においてLCCM（ライフサイクルカーボンマイナス）住宅を発売する等環境に配慮した住宅商品の受注拡大に注力するとともに、米国において戸建住宅事業や不動産開発事業をより一層推進する等、当社グループの更なる成長に向けた事業の推進に注力しました。

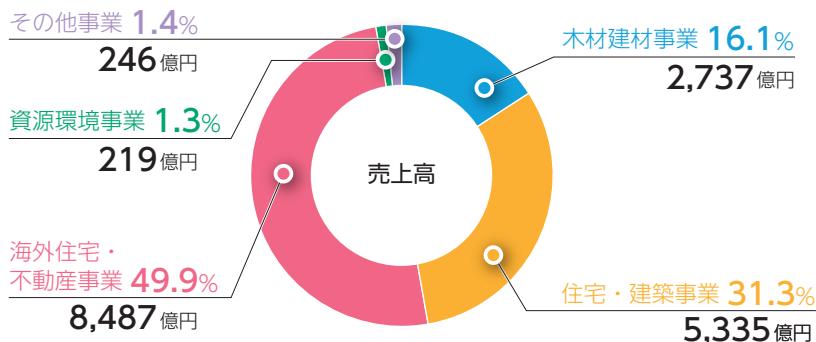
その結果、売上高は1兆6,697億7百万円（前期比20.5%増）、営業利益は1,582億53百万円（前期比39.2%増）、経常利益は1,949億94百万円（前期比41.6%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は1,086億72百万円（前期比24.7%増）となりました。なお、退職給付会計に係る数理計算上の差異はプラス79億68百万円となり、数理計算上の差異を除いた経常利益は1,870億27百万円となりました。

売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
1兆6,697億円	1,583億円	1,950億円	1,087億円
前期比 20.5%増	前期比 39.2%増	前期比 41.6%増	前期比 24.7%増

事業部門別の概況は、次の通りです。なお、各事業部門の売上高には、事業部門間の内部売上高を含めています。

部門別の状況

■ (ご参考) 売上高構成比



■ 事業部門別売上高

部門	第82期 (2021/1～2021/12)		第83期 (2022/1～2022/12)		
	金額	構成比	金額	構成比	前期比増減率
■ 木材建材事業	216,858	15.3%	273,733	16.1%	26.2%
■ 住宅・建築事業	510,939	36.0%	533,506	31.3%	4.4%
■ 海外住宅・不動産事業	644,573	45.4%	848,724	49.9%	31.7%
■ 資源環境事業	22,299	1.6%	21,871	1.3%	△1.9%
■ その他事業	23,944	1.7%	24,553	1.4%	2.5%
計	1,418,613	100.0%	1,702,385	100.0%	20.0%
調整額	△32,683	—	△32,678	—	—
合計	1,385,930	—	1,669,707	—	20.5%

(注) 調整額により、特定の事業部門に区分できない管理部門等における売上高を含め、事業部門間の内部売上高を消去しています。

● 木材建材事業

売上高

2,737 億 33 百万円

前期比 +26.2 %

経常利益

148 億 78 百万円

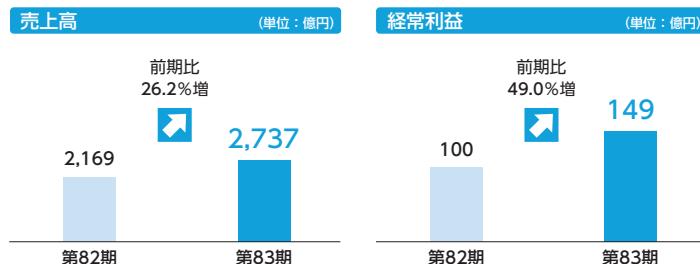
前期比 +49.0 %



流通事業におきましては、木材価格が高止まりしている中、取引先との連携強化に注力することで安定供給に努めました。また、バイオマス発電用の木質燃料の取り扱い拡大や国産材の活用に引き続き注力したほか、持続可能な植林木を使用した合板や建材の拡販に取り組みました。その結果、業績は堅調に推移しました。

製造事業におきましては、国内において、販売戦略の見直しや省人化ラインによるコストダウン効果等により、業績は堅調に推移しました。海外では、インドネシアの合板や建材事業において、主要な輸出先の景気減速を背景に販売数量が減少したことにより、業績は伸び悩みました。ニュージーランドでは、MDF（中密度繊維板）やLVL（単板積層材）の販売数量が増加したことから業績は堅調に推移しました。

また、昨年8月に、建設にかかる原材料調達から加工、輸送、建設、改修、廃棄時のCO2排出量を算定できるソフトウェア「One Click LCA」の日本語版を発売し、建設業界の脱炭素化を支援する取り組みを進めました。



●住宅・建築事業

売上高

5,335 億 6 百万円

前期比 +4.4 %

経常利益

158 億 99 百万円

前期比 △19.1 %



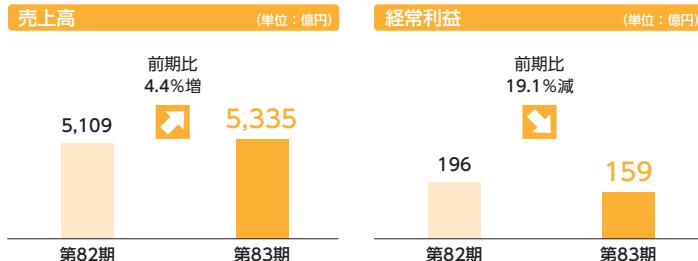
戸建注文住宅事業におきましては、WEBマーケティングの強化に引き続き注力したほか、昨年4月に、建設時、居住時及び解体時におけるCO2を削減し、さらに太陽光発電等を利用した再生可能エネルギーの創出により住宅のライフサイクル全体でCO2収支をマイナスにするLCCM（ライフサイクルカーボンマイナス）住宅を発売しました。また、エネルギー消費量が正味ゼロとなるZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）仕様住宅の受注拡大に努めました。販売単価の上昇により、売上高は増加しましたが、資材価格の高騰に伴うコスト上昇により、減益となりました。

賃貸住宅事業におきましては、当社が建設した賃貸住宅のオーナー様から借り上げた物件をモデルルームとして体感していただく、「タウンスクエア」による受注活動を推進したほか、賃貸集合住宅「フォレストメゾン」全棟で省エネルギー性能を高めたZEH-M（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス・マンション）化を推進しましたが、資材価格の高騰に伴うコスト上昇により、業績は伸び悩みました。

分譲住宅事業におきましては、優良な土地の仕入れが奏功したこと等により、業績は堅調に推移しました。

リフォーム事業におきましては、「住友林業の家」のオーナー様向けの需要の掘り起こしに注力し、業績は堅調に推移しました。

また、中大規模木造建築事業では、昨年5月に、当社が設計・施工した木造3階建ての耐火構造である上智大学四谷キャンパス15号館が竣工したほか、昨年6月には、札幌市において株式会社熊谷組との共同企業体により地下1階地上10階建ての耐火木質ビルを着工する等、脱炭素社会の実現に貢献すべく、中大規模建築の木造化・木質化を推進しました。



● 海外住宅・不動産事業

売上高

8,487 億 24 百万円

前期比 +31.7 %

経常利益

1,613 億 17 百万円

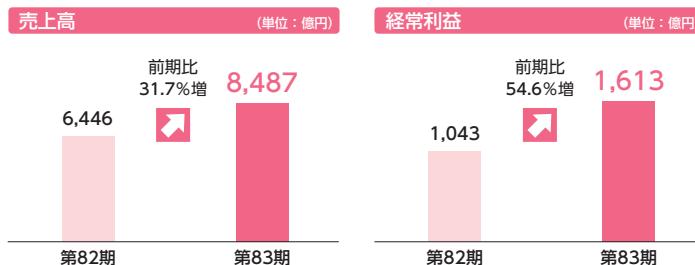
前期比 +54.6 %



米国での戸建住宅事業におきましては、当社グループが事業活動を展開しているワシントン州、ユタ州、テキサス州及びメリーランド州等の地域において、住宅ローン金利の上昇等の影響により、販売戸数は前期より減少しましたが、販売単価の上昇により業績は好調に推移しました。不動産開発事業におきましては、販売価格の上昇及び一部の物件売却を早めたことから業績は堅調に推移しました。また、昨年12月に飯野海運株式会社及び株式会社熊谷組と、テキサス州ダラス近郊における木造7階建てESG配慮型オフィスの開発に参画する等、建築時のCO2排出量の削減や木材の炭素固定効果によって脱炭素化に寄与する開発事業を推進しました。

豪州での戸建住宅事業におきましては、住宅ローン金利や建設コストの上昇を背景に、販売戸数が前期より減少し、業績は伸び悩みました。なお、当社は、昨年4月に商業・公共施設の外構や緑地帯・公園の設計・施工等を行うRegal Innovations Pty Ltd（本社：豪州ニューサウスウェールズ州）を連結子会社とし、海外における公共空間のランドスケープ事業に新たに進出しました。

東南アジアにおいては、タイで高層分譲マンションが竣工したほか、ベトナムやインドネシアにおいても、戸建住宅及び分譲マンションの引き渡し本格化しました。



● 資源環境事業

売上高

218 億 71 百万円
前期比 △1.9 %

経常利益

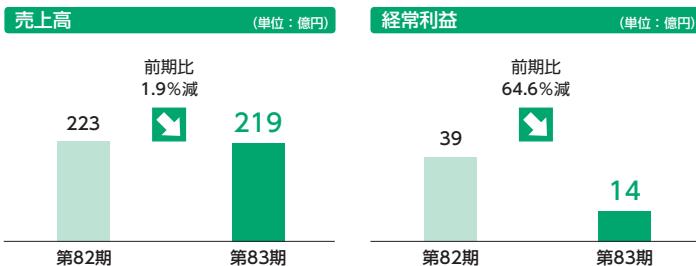
13 億 92 百万円
前期比 △64.6 %



バイオマス発電事業におきましては、北海道紋別市をはじめ全国5か所で展開する木質バイオマス発電事業所が安定的に稼働しましたが、燃料調達コストの上昇により、業績は伸び悩みました。

森林事業におきましては、ニュージーランドにおいて、主要な販売先である中国の原木需要の低迷により、販売数量が減少し、業績は伸び悩みました。

なお、当社は、脱炭素社会の実現に向けた取り組みの一つとして循環型森林ビジネスを推進すべく、昨年10月に米国で、森林資産の運用を行う森林アセットマネジメント事業会社 Eastwood Forests, LLC (本社：米国ノースカロライナ州) を設立しました。今後、同社を通じた環境型森林ファンドの組成を通じて、社会全体のカーボンオフセットに貢献してまいります。



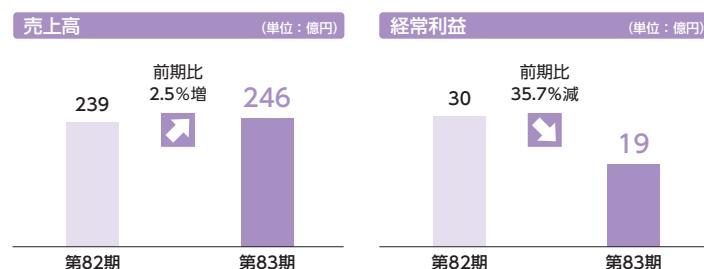
● その他事業

売上高

245 億 53 百万円
前期比 +2.5 %

経常利益

19 億 38 百万円
前期比 △35.7 %



当社グループは、上記事業のほか、有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の運営事業、住宅顧客等を対象とする保険代理店業等の各種サービス事業等を行っています。また、株式会社熊谷組に係る持分法による投資利益も含まれます。

(2) 設備投資の状況

設備投資の総額は359億39百万円です。主な設備投資として、米国での商業複合施設等の開発、国内外における住宅展示場の新設・建替え及びソフトウェアの開発等を行いました。

(3) 資金調達の状況

特記すべき資金調達は行っていません。

なお、当社は安定的な資金調達手段の確保及び将来の資金需要への対応力向上を目的に、引き続き総額220億円のコミットメントライン（特定融資枠）を複数の金融機関との間で設定しています。

(4) 対処すべき課題

今後の見通し

世界経済は、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化や欧州を中心とした深刻なエネルギー危機等により景気が減速しており、主要先進国におけるインフレ抑制を目的とした金融引き締め策の動向や中国経済の減速の影響等、景気の先行き不透明感が高まっています。引き続き、地政学的リスクも注視しながら、金利・物価の上昇等による景気の下振れリスクに注意する必要があります。

事業部門別の今後の見通し

当社グループは、中期経営計画「Mission TREEING 2030 Phase 1」の2年目となる第84期（2023年12月期）において、引き続き、目標達成に向けて以下の通り各事業を推進してまいります。

木材建材事業におきましては、流通事業において、バイオマス発電用木質燃料の供給拡大や国産材の活用に引き続き注力してまいります。製造事業においては、木材コンビナートを柱とした循環型の資材供給システムの確立に向けた取り組みを進めてまいります。また、「One Click LCA」の普及拡大に努め、建物を建てる際のCO2排出量削減を目指す脱炭素設計を推進してまいります。

住宅事業におきましては、戸建注文住宅事業において、引き続きWEBマーケティングによる受注の推進に努めるとともに、生産の合理化や施工体制の充実を図ることにより収益力の改善に注力してまいります。賃貸住宅事業においては、「タウンスクエア」による受注活動の推進に引き続き注力してまいります。分譲住宅事業においては、環境認証の取得による「フォレストガーデン」ブランドの浸透を目指す等、住友林業らしいまちづくりを訴求してまいります。リフォーム事業においては、WEBを中心とした営業活動の強化を図るほか、断熱・耐震提案を含めた環境配慮型リフォームの受注活動に注力してまいります。

海外住宅・建築・不動産事業におきましては、2023年1月1日付で組織改正を行い、国内外において中大規模木造建築事業と不動産開発事業を一体的に推進する体制としました。今後、日本を含めグローバルに不動産開発事業を推進してまいります。米国の戸建住宅事業では、昨年半ばから金利の上昇に伴い、受注が急速に減少し調整局面を迎えておりますが、需要の回復に備えて、住宅の壁パネル等の設計、製造、配送、施工を一貫して推進する等、生産体制の合理化を通じた事業基盤の強化に努めてまいります。米国における不動産開発事業においては、市場を慎重に見極めながら安定的な収益確保のために、中大規模木造オフィスの開発等新規投資案件の拡充を図るほか、戸建賃貸事業の拡大等、新たな収益源の確立に注力してまいります。豪州での戸建住宅事業においては、生産合理化による工期短縮及びコスト削減等に努めてまいります。なお、海外の不動産投資リスクに関しては、販売用不動産の在庫状況の定期的な確認や保有不動産の価値の計測等、社内規程に基づくモニタリングを継続的に実施し、市況に応じた機動的な対応を可能とする体制整備に一層努めてまいります。

資源環境事業におきましては、再生可能エネルギー事業において、安定的な燃料調達によって各発電事業所の安定稼働に努めるとともに、今後稼働予定の新規発電事業所を計画通りに運転開始することに注力してまいります。また、森林資源事業においては、森林資源のCO₂吸収・固定量の精度の高い計測技術を確立するとともに、森林ファンドの組成等を通じて、森林資源のCO₂吸収源としての価値を提供する事業を推進してまいります。

気候変動への取り組み及びSDGs（持続可能な開発目標）達成への貢献

当社グループは、長期ビジョン「Mission TREEING 2030 ～地球を、快適な住まいとして受け継いでいくために～」において、事業活動を通じて基盤となる「地球環境への価値」、そこから成り立つ「人と社会への価値」、「市場経済への価値」を社会に提供するため、9つの重要課題を特定し、それぞれSDGsに紐づいた個別指標を設定しました。中期経営計画「Mission TREEING 2030 Phase 1」の基本方針の一つに「事業とESGの更なる一体化」を掲げ、RE100及びSBT（Science Based Targets）の達成等に向けた取り組みを着実に進めてまいります。なお、当社グループは、SBT SCOPE 1*・2**について、2030年までに温室効果ガス排出量を2017年比で54.5%削減することを目標としております。

*SCOPE 1とは、自社での燃料使用等による温室効果ガスの直接排出量を意味します。（例：社有車のガソリン使用に伴うCO₂排出量）

**SCOPE 2とは、購入した電力・熱による温室効果ガスの間接排出量を意味します。（例：オフィスの電力使用に伴うCO₂排出量）

事業報告

当社グループは、以上の取り組みとともに、社会の変化を見据え、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの声に耳を傾けながら、コーポレート・ガバナンスを充実させ、環境共生、お客様満足の上昇、人権・多様性尊重、リスク管理・法令遵守に関する取り組みを引き続き強化し、企業価値の更なる向上に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

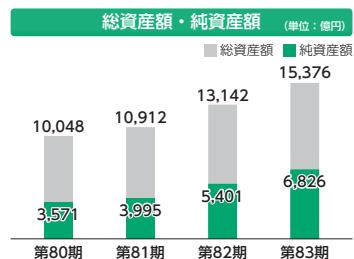
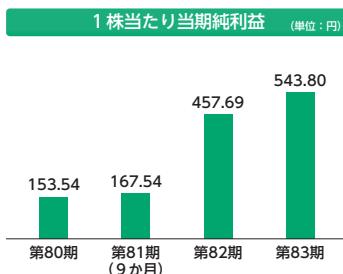
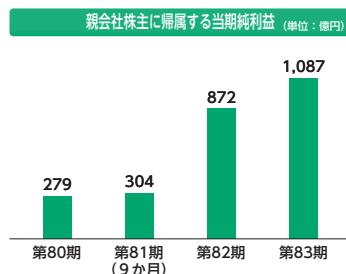
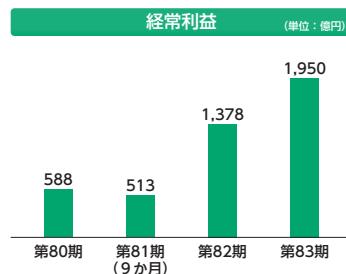
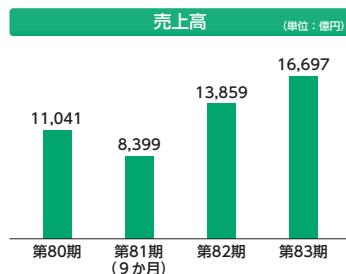
(ご参考) 9つの重要課題と関連するSDGs

 地球環境への 価値	森林経営による 「森」と「木」の価値向上	「森」を育てることで、「木」をはじめとする森林資源の価値を高め、引き出す	 
	「森」と「木」を活かした カーボンニュートラルの実現	自らの二酸化炭素の排出を削減するとともに、炭素を吸収・固定した「木」を届けること、また低炭素・脱炭素商品・サービスを提供することによって、社会の脱炭素化に貢献する	 
	「森」と「木」を活かした サーキュラー バイオエコノミーの実現	自然のエコシステムで再生可能な「木」という「森林」由来の素材の強みを活かしながら、あらゆる資源が循環する社会を実現する	 
 人と社会への 価値	広く社会に快適で めぐもりある空間の提供	広く社会に対して、安心・安全で、快適さとめぐもりのある空間を提供する	  
	事業を営む地域の人々の 暮らしの向上	事業によって雇用を生み出すとともに、コミュニティの発展に貢献する	  
	働く人が生き生きできる 環境づくり	サプライチェーンに関わるすべての人が、安全で健康に、そして生き生きと働ける場にする	  
 市場経済への 価値	「森」と「木」の 新たな市場の創出	「森」と「木」の活用の深化と拡大によって、新たな市場を創出し、経済を豊かにする	 
	DX・イノベーションによる 事業の変革	DX・イノベーションをはじめとする市場の変革を通じて、経済の効率性と付加価値を高める	
	強靱な事業体制の構築	不測の事態にも強い体制を築き、価値を提供し続けることで、経済の安定に寄与する	

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第80期 (2019/4~2020/3)	第81期 (2020/4~2020/12)	第82期 (2021/1~2021/12)	第83期 (2022/1~2022/12)
売上高 (百万円)	1,104,094	839,881	1,385,930	1,669,707
営業利益 (百万円)	51,377	47,462	113,651	158,253
経常利益 (百万円)	58,824	51,293	137,751	194,994
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	27,853	30,398	87,175	108,672
1株当たり当期純利益 (円)	153.54	167.54	457.69	543.80
総資産額 (百万円)	1,004,768	1,091,152	1,314,226	1,537,598
純資産額 (百万円)	357,064	399,456	540,089	682,554

- (注) 1. 1株当たり当期純利益の算定には期中平均発行済株式総数（自己株式を除く）を用いています。
2. 第81期につきましては、事業年度の変更に伴い、2020年4月1日から2020年12月31日までの9か月間となっています。



(6) 主要な事業内容 (2022年12月31日現在)

当社グループは、山林事業を礎に、主に以下の事業活動を国内外で行っています。

部 門	主 要 な 事 業 内 容
木 材 建 材 事 業	木材（原木・チップ・製材品・集成材等）・建材（合板・繊維板・木質加工建材・窯業建材・金属建材・住宅設備機器等）の仕入・製造・加工・販売等
住 宅 ・ 建 築 事 業	戸建住宅・集合住宅等の建築工事の請負・アフターメンテナンス・リフォーム、分譲住宅等の販売、不動産の賃貸・管理・売買・仲介、住宅の外構・造園工事の請負、都市緑化事業、CAD・敷地調査等
海外住宅・不動産事業	海外における、分譲住宅等の販売、戸建住宅の建築工事の請負、集合住宅・商業複合施設の開発等
資 源 環 境 事 業	バイオマス発電事業、森林事業等
そ の 他 事 業	有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の運営事業、保険代理店業、土木・建築工事の請負等

(7) 主要な事業所及び重要な子会社の状況 (2022年12月31日現在)

① 当社

本 社 東京都千代田区

支 店 等

部 門	事 業 所
木 材 建 材 事 業	東京営業部、大阪営業部、中部営業部（名古屋）、北海道、東北（仙台）、中国（広島）、四国（高松）、九州（福岡） 他8営業所
住 宅 ・ 建 築 事 業	東京支社、関西支社、東海支社、池袋、東京東、城南、東京中央、東京西、多摩、東京南、横浜、横浜北、神奈川西、湘南、千葉、柏、成田、埼玉、埼玉東、埼玉西、群馬、宇都宮、水戸、つくば、甲府、信州、新潟、仙台、盛岡、山形、福島、札幌、大阪、大阪北、大阪南、京都、滋賀、和歌山、奈良、神戸、姫路、広島、福山、岡山、山口、松山、高松、福岡、西九州、大分、熊本、鹿児島、名古屋、名古屋中央、名古屋南、岡崎、豊橋、静岡、静岡東、浜松、三重、岐阜、北陸、富山、福井、建築デザイン室 他26営業所

研究所等 筑波研究所、新居浜事業所（愛媛） 他4事業所

②重要な子会社

会社名		事業所	資本金	出資比率	主要な事業内容
住友林業フォレストサービス株式会社	本社	東京都新宿区	百万円 100	% 100.0	原木・チップ・木材製品の仕入・販売
住友林業ホームエンジニアリング株式会社	本社	東京都新宿区	75	100.0	「住友林業の家」の建築工事の請負
住友林業ホームテック株式会社	本社	東京都千代田区	100	100.0	戸建住宅・集合住宅等のリフォーム、 「住友林業の家」のアフターメンテナンス
住友林業レジデンシャル株式会社	本社	東京都新宿区	150	100.0	賃貸住宅等の管理・運営
Henley Arch Unit Trust	本社	豪州 ビクトリア州	千豪ドル 42,315	69.3 (69.3)	戸建住宅の建築工事の 請負、分譲住宅の販売
Henley Arch Pty Ltd.			千豪ドル 10	69.3 (69.3)	
Bloomfield Homes, L.P.	本社	米国 テキサス州	—	65.0 (65.0)	分譲住宅の販売
Crescent Communities, LLC	本社	米国 ノースカロライナ州	千米ドル 225,414	100.0 (100.0)	集合住宅・商業複合施設の開発
DRB Enterprises, LLC	本社	米国 メリーランド州	千米ドル 98,106	92.4 (92.4)	分譲住宅の販売
Edge Utah HoldCo, LLC	本社	米国 ユタ州	千米ドル 27,525	80.0 (80.0)	分譲住宅の販売
Gehan Homes, Ltd.	本社	米国 テキサス州	千米ドル 1	100.0 (100.0)	分譲住宅の販売
MainVue Homes LLC	本社	米国 ワシントン州	千米ドル 21,224	63.2 (63.2)	分譲住宅の販売
Mark III Properties, LLC	本社	米国 サウスカロライナ州	千米ドル 295	65.0 (65.0)	分譲住宅用の土地開発

- (注) 1. 出資比率については、表示単位未満を切り捨てて記載しています。
2. 出資比率欄 () 内の数字は、当社の子会社による出資比率を内数で記載しています。
3. Henley Arch Unit Trust及びHenley Arch Pty Ltd.の2社は、オーストラリア法上、一体で事業を行っています。
4. Bloomfield Homes, L.P.は、米国法上のLimited Partnershipであるため、資本金の概念と正確に一致するものがないことから、資本金を記載していません。
5. 住友林業クレスト株式会社及び住友林業緑化株式会社の2社は、当期より重要な子会社から除外しました。
6. Gehan Homes, Ltd.は、2023年1月10日及び同年1月12日（それぞれ米国時間）に増資したことにより、資本金が75,001千米ドルとなりました。

(8) 従業員の状況 (2022年12月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

部 門	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
木 材 建 材 事 業	6,209 名	△111 名
住 宅 ・ 建 築 事 業	9,564	148
海外住宅・不動産事業	3,489	494
資 源 環 境 事 業	1,110	162
そ の 他 事 業	1,204	△14
全 社 (共 通)	372	15
合 計	21,948	694

- (注) 1. 従業員数は、就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者、契約社員及び嘱託社員を含む）であり、臨時従業員数（アルバイト及び派遣社員等）は含んでいません。
2. 全社（共通）の従業員数は、特定の事業部門に区分できない管理部門等の所属人数の合計を記載しています。

②当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
5,139 名	48 名	43.8 歳	16.1 年

- (注) 従業員数は、就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者、契約社員及び嘱託社員を含む）であり、臨時従業員数（アルバイト及び派遣社員等）は含んでいません。

(9) 主要な借入先 (2022年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	30,544 百万円
三井住友信託銀行株式会社	17,940
株式会社みずほ銀行	14,880
株式会社三菱UFJ銀行	8,733
農林中央金庫	8,134
株式会社伊予銀行	5,965
Wells Fargo Bank, National Association	4,976
株式会社日本政策金融公庫	4,707
株式会社百十四銀行	4,440
北海道	4,297

- (注) 1. 上記の借入額には、借入先の海外現地法人からの借入を含みます。
2. 上記のほか、Fifth Third Bank, National Associationを幹事とするシンジケートローン39,391百万円、Texas Capital Bankを幹事とするシンジケートローン21,231百万円及びWells Fargo Bank, National Associationを幹事とするシンジケートローン19,594百万円があります。
3. 外貨での借入れは、集計時の換算レートにより邦貨換算しています。

2. 会社の株式に関する事項 (2022年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 400,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 201,218,236株 (自己株式289,159株を含む)
 (注) 発行済株式の総数は、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の行使により17,300株増加しました。
- (3) 株主数 63,921名 (前期末比41,342名増)
- (4) 大株主の状況 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	24,454 千株	12.1 %
住友金属鉱山株式会社	10,110	5.0
株式会社伊予銀行	5,849	2.9
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	5,710	2.8
株式会社熊谷組	5,197	2.5
S M B C 日興証券株式会社	4,648	2.3
住友商事株式会社	4,383	2.1
住友生命保険相互会社	4,227	2.1
株式会社百十四銀行	4,197	2.0
株式会社三井住友銀行	3,536	1.7

- (注) 1. 持株数及び持株比率については、表示単位未満を切り捨てて記載しています。
 2. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式を除いて算出しています。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2022年12月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 又 は 重 要 な 兼 職 の 状 況
※取締役会長	市 川 晃	コニカミノルタ株式会社 社外取締役、 住友化学株式会社 社外取締役
※取締役社長(執行役員社長)	光 吉 敏 郎	
※取 締 役(執行役員副社長)	佐 藤 建	生活サービス本部 管掌、総務・秘書・渉外・人事・ ITソリューション・知的財産・内部監査 担当、 株式会社熊谷組 取締役
取 締 役(専務執行役員)	川 田 辰 己	資源環境事業本部 管掌、 経営企画・財務・コーポレート・コミュニケーション・ サステナビリティ推進 担当
取 締 役(常務執行役員)	川 村 篤	木材建材事業本部 管掌、筑波研究所 担当、 海外住宅・不動産事業本部長
取 締 役(常務執行役員)	高 橋 郁 郎	住宅・建築事業本部長
取 締 役	平 川 純 子	弁護士、株式会社東京金融取引所 社外取締役
取 締 役	山 下 泉	株式会社イオン銀行 社外取締役
取 締 役	栗 原 美津枝	株式会社価値総合研究所 代表取締役会長、 中部電力株式会社 社外取締役、 株式会社日本政策金融公庫 社外取締役
*常任監査役	福 田 晃 久	
*監 査 役	東 井 憲 彰	
監 査 役	皆 川 芳 嗣	株式会社農林中金総合研究所 理事長、 農林中央金庫 経営管理委員
監 査 役	鐵 義 正	公認会計士、大和自動車交通株式会社 社外監査役
監 査 役	松 尾 眞	弁護士、株式会社カプコン 社外取締役 (監査等委員)、 ソレイジア・ファーマ株式会社 社外監査役、 大正製薬ホールディングス株式会社 社外監査役

- (注) 1. ※は代表取締役です。また、*は常勤の監査役です。
 2. 取締役 平川純子、山下 泉及び栗原美津枝の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
 3. 監査役 皆川芳嗣、鐵 義正及び松尾 眞の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
 4. 当社は、取締役 平川純子、山下 泉及び栗原美津枝の各氏並びに監査役 皆川芳嗣、鐵 義正及び松尾 眞の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しています。
 5. 監査役 鐵 義正氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
 6. 各社外取締役及び各社外監査役の重要な兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

《ご参考》2023年1月1日現在の取締役、監査役及び執行役員の状況は次の通りです。

地 位	氏 名	担 当 又 は 重 要 な 兼 職 の 状 況	
		2022年12月31日現在	2023年1月1日現在
※取締役会長	市 川 晃	コニカミノルタ株式会社 社外取締役、 住友化学株式会社 社外取締役	同左
※取締役社長 執行役員社長	光 吉 敏 郎	—	—
※取締 役 執行役員副社長	佐 藤 建	生活サービス本部 管掌、 総務・秘書・渉外・人事・ ITソリューション・知的財産・ 内部監査 担当、 株式会社熊谷組 取締役	生活サービス本部 管掌、 総務・法務・秘書・渉外・ 人財開発・D&I・ITソリューション・ 内部監査 担当、 株式会社熊谷組 取締役
取 締 役 専務執行役員	川 田 辰 己	資源環境事業本部 管掌、 経営企画・財務・ コーポレート・コミュニケーション・ サステナビリティ推進 担当	同左
取 締 役 専務執行役員	川 村 篤	木材建材事業本部 管掌、 筑波研究所 担当、 海外住宅・不動産事業本部長	木材建材事業本部 管掌、 筑波研究所 担当、 海外住宅・建築・不動産事業本部長
取 締 役 常務執行役員	高 橋 郁 郎	住宅・建築事業本部長	住宅事業本部長
取 締 役	平 川 純 子	弁護士、 株式会社東京金融取引所 社外取締役	同左
取 締 役	山 下 泉	株式会社イオン銀行 社外取締役	同左
取 締 役	栗 原 美津枝	株式会社価値総合研究所 代表取締役会長、 中部電力株式会社 社外取締役、 株式会社日本政策金融公庫 社外取締役	同左
*常任監査役	福 田 晃 久	—	—
*監 査 役	東 井 憲 彰	—	—
監 査 役	皆 川 芳 嗣	株式会社農林中金総合研究所 理事長、 農林中央金庫 経営管理委員	同左
監 査 役	鐵 義 正	公認会計士、 大和自動車交通株式会社 社外監査役	同左
監 査 役	松 尾 眞	弁護士、 株式会社カプコン 社外取締役（監査等委員）、 ソレイジア・ファーマ株式会社 社外監査役、 大正製薬ホールディングス株式会社 社外監査役	同左

(注) ※は代表取締役です。また、*は常勤の監査役です。

地 位	氏 名	担 当 又 は 重 要 な 兼 職 の 状 況	
		2022年12月31日現在	2023年1月1日現在
常務執行役員	徳 永 完 平	住友林業ホームエンジニアリング株式会社 取締役社長	同左
常務執行役員	桧 垣 隆 久	住宅・建築事業本部副本部長 (グループオーナー推進・ 生産イノベーション・資材開発 統括)	住宅事業本部副本部長 (イノベーション推進・資材開発 統括)
常務執行役員	田 中 耕 治	木材建材事業本部長	同左
常務執行役員	西 川 政 伸	資源環境事業本部長	同左
常務執行役員	岩 崎 淳	海外住宅・不動産事業本部副本部長 (北米事業 担当)、 アメリカ住友林業 取締役社長、 同社戸建事業部長	海外住宅・建築・不動産事業本部副本部長 (北米事業 担当)、 アメリカ住友林業 取締役社長、 同社戸建事業部長
執行役員	高 桐 邦 彦	生活サービス本部長	内部監査担当役員付
執行役員	西 周 純 子	女性活躍・ダイバーシティ推進 担当、 知的財産室長	法務部長、法務部知的財産室長
執行役員	堀 田 一 隆	住友林業クレスト株式会社 取締役社長	同左
執行役員	細 谷 洋 一	木材建材事業本部副本部長 (新規事業 統括)	同左
執行役員	神 谷 豊	住友林業緑化株式会社 取締役社長	同左
執行役員	島 原 卓 視	住友林業ホームテック株式会社 取締役社長	同左
執行役員	戸 崎 富 雄	ITソリューション部長	同左
執行役員	大 谷 信 之	経営企画部長、経営企画部業務革新室長	同左
執行役員	飯 塚 優 子	サステナビリティ推進部長	同左
執行役員	乾 憲 司	海外住宅・不動産事業本部副本部長 (海外建築技術 統括)、 同本部アジア・オセアニア事業推進部長	海外住宅・建築・不動産事業本部副本部長 (海外建築技術 統括)、 同本部アジア・オセアニア事業推進部長

(2) 当事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位
笹部 茂	2022年3月29日	任期満了	取締役（執行役員）

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としています。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしています。当該保険契約の被保険者は、当社（当社子会社を含む）の取締役、監査役及び執行役員であり、被保険者の保険料負担はありません。また、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれなくするための措置として、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことや、被保険者の犯罪行為若しくは法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為等に起因する損害は填補の対象外としています。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等に関する事項

a. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定の方法

当社は、指名・報酬諮問委員会における議論及びその意見を踏まえ、2022年2月14日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しました。

b. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要及び業績連動報酬の算定方法

(a) 基本方針

当社の取締役の報酬等は、以下の方針に基づき制度設計しています。

ア. 短期業績だけでなく、中長期的な業績・企業価値向上と連動性の高い制度とします。

- イ. ESGと一体化した経営を推進する中で、新たに創出・提供する価値と連動した制度とします。
- ウ. 当社の株主価値との連動を意識した制度とします。
- エ. 長期ビジョン達成に必要な人財を確保・維持できる報酬水準とします。
- オ. 報酬決定プロセスにおける、透明性・客観性を担保する制度とします。

(b) 報酬水準

役員報酬の客観性、適正性を確保する観点から、当社の取締役の報酬等の水準は、外部専門機関の調査による他社水準を参考に、同規模企業群の中上位水準を志向して設定します。また、外部環境の変化等に応じて適宜見直しを行います。

(c) 報酬構成

当社の取締役の報酬は、①責任と役割に応じた固定報酬、②短期インセンティブとしての年次業績連動賞与、及び③中長期インセンティブとしての業績連動型譲渡制限付株式報酬の3種類の報酬構成とします。これにより、短期及び中長期の視点による経営への取り組みを促し、その成果に対して適切に報いることができる仕組みとされています。なお、独立した立場で経営の監督機能を担い、業務執行を担う立場にない社外取締役の報酬構成については、固定報酬のみとしています。

それぞれの報酬の種類の詳細な内容の概要については、以下の表の通りです。

報酬の種類	概要
固定報酬	<ul style="list-style-type: none"> ①当社は取締役の役位別に、その責任と役割に応じて固定報酬の額を決定します。固定報酬は例月報酬とし、毎月一定日に固定金額を定めて現金支給します。 ②社外取締役の報酬は、固定報酬としての例月報酬のみで構成し、報酬額はその責任と役割に応じて決定します。
年次業績連動賞与	<ul style="list-style-type: none"> ①年次業績連動賞与の支給額は、役位別に定める標準賞与額に、各事業年度の基準利益（対象となる決算期における連結経常利益から退職給付会計に係る数理計算上の差異、及び非支配株主に帰属する当期純利益を除いた額）に比例して変動する支給率（下限0%～上限180%）を乗じて算出した金額を前提とし、総合的に判断して決定します。 ②当社は、退職給付会計に係る数理計算上の差異について単年度で一括して償却する方式を採用しているため、期末の株価変動、金利情勢等により当該数理計算上の差異が大きく変動した場合、業績に与える影響が大きいという特徴があります。そのため、退職給付会計に係る数理計算上の差異を除いた連結経常利益を、基準利益算定に際して用います。 ③年次業績連動賞与の各対象取締役に対する支給については、社外取締役が委員長を務め、社外役員が構成員の過半数を占める指名・報酬諮問委員会の意見を踏まえ、取締役会で決定します。

報酬の種類	概	要
業績連動型譲渡制限付株式報酬	<p>①業績連動型譲渡制限付株式報酬は、各中期経営計画の期間中（3年間）の業績を支給水準に反映させる仕組みとしており、役位別に定める所定の標準株式報酬額が、対象期間中における、(ア) TOPIX対比の当社株式時価総額成長率に連動する部分（役位別標準株式報酬額の2/3）と、(イ) SBT (Science Based Targets) に基づく温室効果ガス排出削減目標の達成率に連動する部分（役位別標準株式報酬額の1/3）とで構成されます。</p> <p>業績連動型譲渡制限付株式報酬は、中長期的な株主価値向上を重視した経営を推進するため、中期経営計画期間中の企業価値向上に対するインセンティブとして、3年間の中期経営計画最終事業年度終了後に、対象取締役に対して、中期経営計画の達成状況に応じた譲渡制限付株式を付与する制度です。なお、当初の対象期間は、2022年1月1日から2024年12月31日までの3年間（以下「当初対象期間」といいます。）となります。</p> <p>業績連動型譲渡制限付株式報酬は、2つの指標を用いて支給額を算定する仕組みとしており、その算定式は以下の通りです。</p> <p>(ア) 株式時価総額成長率連動報酬 当社の株式時価総額成長率とTOPIX成長率を比較し、株式市場における当社の相対的な評価を客観的に測り、報酬に反映することを目的としています。 <算定式> 役位別標準株式報酬額の2/3に相当する金額 × 支給率（中期経営計画期間中の当社株式時価総額成長率/同期間中のTOPIX成長率）（※） ※支給率は下限0%～上限120%とします。</p> <p>(イ) サステナビリティ指標達成率連動報酬 支給率上限を100%に設定することで、当社がSBT (Science Based Targets ※1) に基づき定めた温室効果ガス排出削減目標（※2）が達成できなかった場合は、標準株式報酬額から目標達成状況に応じて支給される報酬額が減額される設計としており、目標達成に向けて、強いインセンティブが働く仕組みとしています。 <算定式> 役位別標準株式報酬額の1/3に相当する金額 × 支給率（SBTに基づく温室効果ガス排出削減中期経営計画目標の達成率）（※3）</p> <p>※1 国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において採択され、2016年に発効したパリ協定（世界の気温上昇を産業革命前より2℃を十分に下回る水準に抑え、また1.5℃に抑えることを目指すもの）が求める水準と整合した、5年～15年先を目標年として企業が設定する、温室効果ガス排出削減目標のことです。</p> <p>※2 当初対象期間の温室効果ガス排出削減目標は、当社の2017年度との比較で△21.7%と定めています。</p> <p>※3 支給率は下限0%～上限100%とします。</p>	<p>②各対象取締役への株式報酬額は、対象期間終了後に、各評価指標実績値を基に対象期間中の株式報酬累計額を算出し、指名・報酬諮問委員会の意見を踏まえ、取締役会において決定します。</p>

(d) 報酬構成割合

取締役の固定報酬と変動報酬の構成割合は、基準利益が1,000億円の場合に、固定：変動＝60：40となるよう制度設計しています。具体的には、固定報酬60%、年次業績連動賞与（変動）25%、業績連動型譲渡制限付株式報酬（変動）15%となります。なお、社外取締役の報酬は、固定報酬のみとしています。

(e) 報酬ガバナンス

取締役の個人別の報酬額等役員報酬に関する事項は、委員長を社外取締役が務め、委員の過半数を社外役員（社外取締役3名、社外監査役3名）で構成する指名・報酬諮問委員会（委員総数8名）の意見を踏まえ、取締役会で決定します。

(f) 報酬の没収等

対象取締役による非違行為等が取締役会で確認された場合、業績連動型譲渡制限付株式報酬の支給制限又は返還を求めることができます。

c. 当期に係る取締役の個人別の報酬等の内容が取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当期に係る取締役の個人別の報酬等の内容については、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に基づき、委員長を社外取締役が務め、委員の過半数を社外役員で構成する指名・報酬諮問委員会において議論し、同委員会の意見を踏まえて取締役会において決定されており、その決定の客観性及び透明性が確保されていることから、取締役会は上記の決定方針に沿うものであると判断しています。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬額（固定報酬及び年次業績連動賞与の合計額）は、2022年3月29日開催の第82期定時株主総会において年額6億5,000万円以内（うち社外取締役は年額6,000万円以内）とする旨決議されています。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は、9名（うち社外取締役3名）です。

取締役（社外取締役を除く）に対して業績連動型譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は、1事業年度当たり1億円を上限とする旨、また、対象の取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付することにより、発行又は処分される普通株式の総数は、1事業年度当たり10万株以内とする旨について、2022年3月29日開催の第82期定時株主総会において決議されています。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、6名です。

監査役の例月報酬の限度額は、2014年6月20日開催の第74期定時株主総会において、月額800万円以内とする旨決議されています。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は、5名（うち社外監査役3名）です。

③取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	例月報酬	業績連動報酬 (賞与)	非金銭報酬		対象となる 役員の員数
				旧制度 (2022年3月以前)	新制度 (2022年3月以降)	
				譲渡制限付株式報酬	業績連動型譲渡 制限付株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	489 百万円	267 百万円	163 百万円	8 百万円	51 百万円	7 名
監査役 (社外監査役を除く)	50	50	—	—	—	2
社外取締役	41	41	—	—	—	3
社外監査役	33	33	—	—	—	3

- (注) 1. 上記には、2022年3月29日開催の第82期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでいます。
2. 業績連動報酬である賞与の算定の基礎として選定した業績指標は、基準利益であり（基準利益の概要は、本書39頁に記載）、当事業年度におけるその実績値は1,605億円です。
3. 上記の非金銭報酬の金額は、それぞれ、①旧制度（2022年3月以前の譲渡制限付株式報酬制度）に基づき、取締役（社外取締役を除く）6名に付与した譲渡制限付株式の割当てに関して当事業年度に費用計上する金額の8百万円、及び②新制度（2022年3月以降の業績連動型譲渡制限付株式報酬制度）に基づき、3年間の評価期間後に交付する株式の見込数に応じた金銭報酬債権の支給見込額を算定し、当事業年度に費用計上する金額の51百万円です。
4. 旧制度である譲渡制限付株式報酬制度に関し、2018年6月22日開催の第78期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）の譲渡制限付株式報酬の限度額は、年額1億円以内と決議されています（当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は8名）。譲渡制限付株式報酬は、取締役（社外取締役を除く）の役員毎に、その役割、責任に応じて決定する基本報酬のうち、10%を基準として社外取締役を除く取締役に対して支給されるものであり、譲渡制限付株式を割り当てるための報酬として金銭報酬債権を支給し、対象となる各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けるものです。なお、旧制度は新制度の導入に伴い廃止され、旧制度に基づく新たな株式交付及びそのための金銭報酬債権の付与は行いません。
5. 新制度である業績連動型譲渡制限付株式報酬の概要は本書40頁に記載の通りです。

(6) 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	平川純子	当期開催の取締役会15回全てに出席し、国内外の企業法務等に関する経験及び見識に基づき、適宜発言を行っています。また、指名・報酬諮問委員会の委員長として、当該委員会において、取締役・監査役候補者及び取締役の報酬等の決定に関して適宜発言を行っています。これらの活動等を通じ、経営の監督機能の強化に寄与しています。
取締役	山下泉	当期開催の取締役会15回全てに出席し、企業経営、財務及びIT・DX等に関する経験及び見識に基づき、適宜発言を行っています。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当該委員会において、取締役・監査役候補者及び取締役の報酬等の決定に関して適宜発言を行っています。これらの活動等を通じ、経営の監督機能の強化に寄与しています。
取締役	栗原美津枝	当期開催の取締役会15回全てに出席し、企業経営、財務及び産業政策等に関する経験及び見識に基づき、適宜発言を行っています。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当該委員会において、取締役・監査役候補者及び取締役の報酬等の決定に関して適宜発言を行っています。これらの活動等を通じ、経営の監督機能の強化に寄与しています。
監査役	皆川芳嗣	当期開催の取締役会15回のうち14回に、また監査役会14回のうち13回に出席し、主に農林水産分野における豊富な行政経験に基づき、適宜発言を行っています。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当該委員会において、取締役・監査役候補者及び取締役の報酬等の決定に関して適宜発言を行っています。
監査役	鐵義正	当期開催の取締役会15回全てに、また監査役会14回全てに出席し、主に会計の専門家としての見地から、適宜発言を行っています。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当該委員会において、取締役・監査役候補者及び取締役の報酬等の決定に関して適宜発言を行っています。
監査役	松尾眞	当期開催の取締役会15回全てに、また監査役会14回全てに出席し、主に法律の専門家としての見地から、適宜発言を行っています。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当該委員会において、取締役・監査役候補者及び取締役の報酬等の決定に関して適宜発言を行っています。

(以上の事業報告における記載数値は、注記がある場合を除き、表示単位未満を四捨五入して)表示しています。

連結貸借対照表 (2022年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目 (資産の部)	金 額	科 目 (負債の部)	金 額
流動資産	1,072,763	流動負債	494,110
現金及び預金	128,752	支払手形及び買掛金	105,540
受取手形及び売掛金	112,487	電子記録債務	30,662
電子記録債権	41,974	工事未払金	103,566
完成工事未収入金及び契約資産	57,946	短期借入金	45,966
有価証券	3,177	1年内償還予定の社債	12
商品及び製品	24,576	1年内償還予定の新株予約権付社債	10,015
仕掛品	2,050	リース債務	2,120
原材料及び貯蔵品	11,385	未払法人税等	5,137
未成工事支出金	16,098	契約負債	80,095
販売用不動産	106,436	賞与引当金	24,210
仕掛販売用不動産	434,028	役員賞与引当金	163
短期貸付金	28,107	完成工事補償引当金	7,415
未収入金	56,920	資産除去債務	234
その他	49,349	その他	78,975
貸倒引当金	△521		
固定資産	464,835	固定負債	360,934
有形固定資産	198,802	社債	90,140
建物及び構築物	57,265	長期借入金	187,807
機械装置及び運搬具	22,986	リース債務	12,263
土地	46,328	繰延税金負債	35,406
林木	40,247	役員退職慰労引当金	313
リース資産	12,203	退職給付に係る負債	11,792
建設仮勘定	13,459	資産除去債務	3,608
その他	6,314	その他	19,604
無形固定資産	22,876	負債合計	855,045
のれん	5,911	(純資産の部)	
その他	16,964	株主資本	526,318
投資その他の資産	243,158	資本金	50,074
投資有価証券	203,572	資本剰余金	31,493
長期貸付金	8,938	利益剰余金	447,216
退職給付に係る資産	710	自己株式	△2,465
繰延税金資産	7,736	その他の包括利益累計額	101,192
その他	23,211	その他有価証券評価差額金	36,926
貸倒引当金	△1,010	繰延ヘッジ損益	3,775
		為替換算調整勘定	60,443
		退職給付に係る調整累計額	49
		新株予約権	96
		非支配株主持分	54,948
資産合計	1,537,598	純資産合計	682,554
		負債純資産合計	1,537,598

連結損益計算書 (2022年1月1日から 2022年12月31日まで) (単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	1,669,707
売上原価	1,276,737
売上総利益	392,970
販売費及び一般管理費	234,717
営業利益	158,253
営業外収益	42,799
受取利息	808
仕入割引	358
受取配当金	2,089
持分法による投資利益	25,753
為替差益	897
投資有価証券売却益	6,970
その他	5,924
営業外費用	6,058
支払利息	3,124
その他	2,934
経常利益	194,994
特別損失	6,609
減損損失	6,609
税金等調整前当期純利益	188,385
法人税、住民税及び事業税	41,517
法人税等調整額	11,714
当期純利益	135,155
非支配株主に帰属する当期純利益	26,483
親会社株主に帰属する当期純利益	108,672

貸借対照表 (2022年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目 (資産の部)	金 額	科 目 (負債の部)	金 額
流動資産	394,645	流動負債	351,322
現金及び預金	55,461	電子記録債務	24,801
受取手形	17,673	買掛金	88,679
電子記録債権	36,401	工事未払金	101,317
売掛金	77,500	1年内償還予定の新株予約権付社債	10,015
完成工事未収入金及び契約資産	40,870	1年内返済予定の長期借入金	9,920
有価証券	3,177	リース債務	616
商品及び製品	15,884	未払金	10,465
未成工事支出金	7,997	未払法人税等	553
販売用不動産	19,442	未払消費税等	247
仕掛販売用不動産	9,821	未払費用	1,400
前渡金	672	契約負債	45,164
前払費用	1,245	預り金	47,513
短期貸付金	25,000	前受収益	244
関係会社短期貸付金	9,207	賞与引当金	7,900
未収入金	74,467	役員賞与引当金	163
その他	2,083	完成工事補償引当金	1,767
貸倒引当金	△2,256	資産除去債務	216
		その他	344
固定資産	433,587		
有形固定資産	40,495	固定負債	185,880
建物	14,290	社債	90,000
構築物	999	長期借入金	63,910
機械及び装置	763	預り保証金	4,875
車両運搬具	3	リース債務	2,685
工具、器具及び備品	956	繰延税金負債	16,972
土地	10,582	退職給付引当金	1,006
林木	9,000	関係会社事業損失引当金	2,095
リース資産	2,953	資産除去債務	3,288
建設仮勘定	948	その他	1,049
無形固定資産	9,368	負債合計	537,202
電話加入権	176	(純資産の部)	
林道利用権	57	株主資本	250,257
施設利用権	1	資本金	50,074
工業所有権	8	資本剰余金	49,273
ソフトウェア	9,126	資本準備金	49,014
投資その他の資産	383,724	その他資本剰余金	259
投資有価証券	79,207	利益剰余金	151,203
関係会社株式	281,001	利益準備金	2,857
関係会社出資金	3,902	その他利益剰余金	148,346
長期貸付金	204	圧縮記帳積立金	1,715
従業員長期貸付金	36	別途積立金	139,319
関係会社長期貸付金	14,155	繰越利益剰余金	7,311
破産更生債権等	786	自己株式	△293
長期前払費用	1,313		
その他	11,126	評価・換算差額等	40,677
貸倒引当金	△8,009	その他有価証券評価差額金	37,265
		繰延ヘッジ損益	3,412
		新株予約権	96
資産合計	828,231	純資産合計	291,030
		負債純資産合計	828,231

損益計算書 (2022年1月1日から 2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	530,547
商品売上高	160,308
完成工事高	370,239
売上原価	438,159
商品売上原価	137,515
完成工事原価	300,644
売上総利益	92,388
販売費及び一般管理費	90,077
営業利益	2,311
営業外収益	15,802
受取利息	149
有価証券利息	4
仕入割引	259
受取配当金	13,589
その他	1,800
営業外費用	1,485
支払利息	232
社債利息	327
その他	926
経常利益	16,627
特別損失	4,949
減損損失	4,949
税引前当期純利益	11,678
法人税、住民税及び事業税	266
法人税等調整額	8,120
当期純利益	3,292

(以上の連結計算書類及び計算書類における記載数値は、表示単位未満を四捨五入して表示しています。)

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月16日

住友林業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 千葉 達也
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中原 義勝
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 齋木 夏生
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、住友林業株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住友林業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにあり。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月16日

住友林業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 千葉 達也
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中原 義勝
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 齋木 夏生
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、住友林業株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにあり。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第83期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、財務報告に係る内部統制について、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から、両者の協議の状況並びに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月16日

住友林業株式会社 監査役会

常任監査役（常勤） 福 田 晃 久 ㊞

監 査 役（常勤） 東 井 憲 彰 ㊞

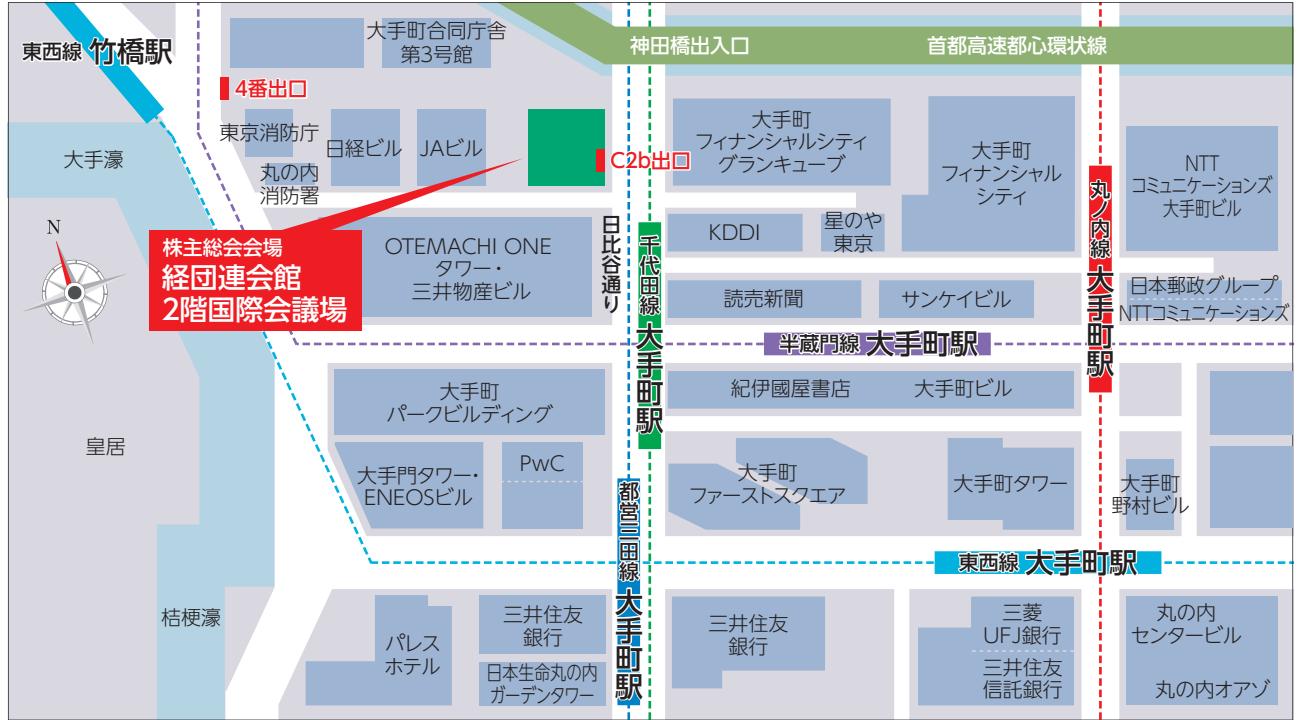
監 査 役 皆 川 芳 嗣 ㊞

監 査 役 鐵 義 正 ㊞

監 査 役 松 尾 眞 ㊞

※監査役 皆川芳嗣、鐵 義正及び松尾 眞の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

以 上



会場 経団連会館 2階国際会議場
東京都千代田区大手町一丁目3番2号

交通機関のご案内

大手町駅	東京メトロ	都営地下鉄	竹橋駅	東京メトロ
	● 千代田線 ● 丸の内線	● 半蔵門線 ● 東西線		● 三田線
C2b出口直結			4番出口より徒歩約4分	

(お願い) ●本株主総会につきまして、極力、書面又はインターネット等により事前に議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。
●なお、会場には駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。



第83期定時株主総会

その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）

事業報告

- 会社の新株予約権等に関する事項…………… 1
- 会計監査人の状況…………… 2
- 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要…………… 3

連結計算書類

- 連結株主資本等変動計算書…………… 10
- 連結注記表…………… 11

計算書類

- 株主資本等変動計算書…………… 29
- 個別注記表…………… 30

（2022年1月1日から2022年12月31日まで）

住友林業株式会社

会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当期末日において取締役が保有する新株予約権の状況

名 称	割 当 日	新 株 予 約 権 の 数	目的となる 株式の種類 及 び 数	発行価額	行使価額	行 使 期 間	保有している 人 数
住友林業株式会社 平成27年度 新株予約権 (株式報酬型)	2015年 8月20日	80個	当社普通株式 8,000株	1株当たり 1,233円	1株当たり 1円	2015年 8月21日から 2035年 8月20日まで	2名 (社外取締役 を除く)
住友林業株式会社 平成28年度 新株予約権 (株式報酬型)	2016年 8月19日	127個	当社普通株式 12,700株	1株当たり 1,092円	1株当たり 1円	2016年 8月20日から 2036年 8月19日まで	5名 (社外取締役 を除く)
住友林業株式会社 平成29年度 新株予約権 (株式報酬型)	2017年 8月18日	111個	当社普通株式 11,100株	1株当たり 1,256円	1株当たり 1円	2017年 8月19日から 2037年 8月18日まで	4名 (社外取締役 を除く)

(注) 取締役が保有している新株予約権の一部には、取締役が執行役員在任時に割り当てられたものが含まれています。

(2) 当期末日において監査役が保有する新株予約権の状況

名 称	割 当 日	新 株 予 約 権 の 数	目的となる 株式の種類 及 び 数	発行価額	行使価額	行 使 期 間	保有している 人 数
住友林業株式会社 平成29年度 新株予約権 (株式報酬型)	2017年 8月18日	24個	当社普通株式 2,400株	1株当たり 1,256円	1株当たり 1円	2017年 8月19日から 2037年 8月18日まで	1名 (社外監査役 を除く)

(注) 監査役が保有している新株予約権は、監査役が取締役在任時に割り当てられたものです。

(3) その他新株予約権に関する重要な事項

2018年9月27日に当社が発行した2023年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の概要は次の通りです。

新株予約権の数	目的となる株式の 種類及び数	転 換 価 額	行 使 期 間	2022年12月31日現在の 新株予約権の数
1,000個	当社普通株式 4,684,498株	1株当たり 2,134.7円	2018年10月11日から 2023年9月13日まで	1,000個

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

E Y 新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

項 目	支 払 額
①当社が会計監査人に支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務（監査又は証明業務）に係る報酬等の額	98 百万円
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	146

- (注) 1. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について適切であると判断したため、会社法第399条第1項の同意を行っています。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額はこれらの合計額を記載しています。
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、財務報告に係る内部統制の整備・運用評価に関する助言業務を委託し、対価を支払っています。
4. 当社の重要な子会社のうち、Henley Arch Unit Trust、Bloomfield Homes, L.P.、Crescent Communities, LLC、DRB Enterprises, LLC、Edge Utah HoldCo, LLC、Gehan Homes, Ltd.、MainVue Homes LLC及びMark III Properties, LLCは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意を得て、監査役会が会計監査人を解任します。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決定を受け、取締役会が会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に附議します。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

<業務の適正を確保するための体制>

(1) 職務執行の基本方針

- ①当社は、元禄年間の創業以来、「営業は信用を重んじ、確実を旨とし」「浮利に趨り、軽進すべからず」などの文言に象徴される「住友の事業精神」を経営の根幹としながら、「国土報恩」の理念や、環境に配慮しながら永続的に森林を育成・管理する「保続林業」の事業姿勢を継承しており、このような歴史を背景に、経営理念として『住友林業グループは、公正、信用を重視し社会を利するという「住友の事業精神」に基づき、人と地球環境にやさしい「木」を活かし、人々の生活に関するあらゆるサービスを通じて、持続可能で豊かな社会の実現に貢献します。』を掲げ、それを具現化するための行動指針として、以下の5項目を定めている。
 - ・お客様の感動を生む、高品質の商品・サービスを提供します。
 - ・新たな視点で、次代の幸福に繋がる仕事を創造します。
 - ・多様性を尊重し、自由闊達な企業風土をつくります。
 - ・日々研鑽を積み、自ら高い目標に挑戦します。
 - ・正々堂々と行動し、社会に信頼される仕事をします。
- ②当社は、当社グループの役職員が守るべき行動の原則や価値観を当社グループ共通の倫理規範等に定めており、これを真摯に実践する。
- ③当社は、反社会的勢力に対して、妥協を許さず、毅然とした態度で対応することを当社グループの基本方針とし、実践する。

(2) 当社の取締役・使用人及び子会社の取締役等・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、当社グループの基本方針として、コンプライアンスの推進を経営の最重要課題のひとつと位置付け、制度・環境の整備を進める。
- ②当社は、コンプライアンス経営を徹底するため、コンプライアンス推進を目的とするグループ横断型の委員会の設置、外部の法律事務所と総務部長を通報先として当社グループ会社及び協力会社の役職員が利用できる内部通報制度（コンプライアンス・カウンター）の設置、コンプライアンスに関する教育・研修の実施、諸規程の整備等、全社的なコンプライアンス体制の整備を行い、グループを通じた内部統制機能の強化と自浄能力の向上を継続的に図る。

③財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関しては、規程類や業務手順標準化に関する書類を整備する。主要部門において財務報告プロセスの適正性及び内部統制システムの有効性に関する検証を行い、内部監査部門がその結果に関する評価を行う体制を構築しており、継続して財務報告の適正性に関する内部統制関連業務の質的改善に努める。

(3) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①当社は、文書及び情報の管理に関する諸規程に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録などの法定書類、その他重要な意思決定に関する稟議書など重要書類の記録及び保存を適切に行う。
- ②当社は、ITを利用した情報の保管・閲覧・共有機能の向上に努める。

(4) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、内部統制と一体化したリスク管理体制の確立を念頭に、リスク管理に関する規程の整備を行うと同時に、リスク管理委員会を設置し、当社グループのリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、当社グループのリスク管理体制の整備・強化を継続的に進める。
- ②リスク管理委員会は、想定されるリスクに関する対応状況について、その進捗を管理するとともに、定期的に当社の取締役会及び監査役に報告を行う。
- ③当社は、当社グループ内で発生する重大な緊急事態について、当社グループの役職員が速やかに当社の経営トップに報告する「2時間ルール」の適正な運用に努め、損失リスクの回避・軽減を図る体制強化を継続的に行う。
- ④当社は、大規模災害、パンデミック等の危機事象の発生に備え、事業中断による損失の軽減を目的とした事業継続マネジメント（BCM）を推進することにより、有事に即応できる体制を構築する。また、子会社に対しても、BCMの推進について必要な指導及び助言等を行う。

(5) 当社の取締役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、執行役員制度の採用により、意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、少人数のメンバーで構成される取締役会が迅速な意思決定を行える体制としている。各執行役員は、取締役会の指揮監督のもと、業務執行の責任者として各担当業務を効率的に執行する。
- ②当社は、事業環境の変化に応じた迅速な意思決定と権限配置の最適化を目的に、取締役会附議基準、職務権限規程などの見直しを適切に行う。
- ③当社は、当社グループの長期ビジョンに基づき、中期経営計画及び年度予算において事業領域ごとに達成すべき目標とそれを実現する具体的施策について定め、経営資源を適正かつ効率的に配分することでそれらの実現に努める。
- ④当社は、社内規程に基づき、当社内に個々の子会社を担当する主管部門を定めており、主管部門の役職員を子会社の役員に就任させること等で、経営上の施策について適切な進捗管理を行い、子会社の業務執行を効率的に進める。

(6) 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、主管部門を通じて、当社取締役会において、子会社における経営上の重要事項の附議、業務執行についての報告を行わせることを義務付けることにより、企業集団全体に対する統制と牽制を行う。
- ②当社は、企業集団全体の内部統制を実効性あるものにするため、子会社各社において規程の整備を行い、また、各社の状況を考慮しながら内部監査部門を設置するなど、各社の自律的な内部統制環境の整備を進める。
- ③当社は、当社内部監査部門及び主管部門等を通じた子会社各社への牽制機能の強化等、コンプライアンス体制強化も含めた子会社への監視・監督機能の質的改善を継続的に推進する。

(7) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項並びに当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①当社の代表取締役又は取締役会は、監査役と協議の上、監査役の補助使用人として適切な人材を配置し、その異動、人事評価、懲戒処分を行う場合は、監査役の同意を要する。
- ②当社の監査役は、必要に応じ補助使用人を指揮して監査業務を行う。
- ③当社の監査役は、補助使用人の独立性が不当に制限されることのないよう、当社の代表取締役又は取締役会に対して必要な要請を行う。代表取締役又は取締役会は、当該要請に対して、適切な措置を講じる。

(8) 当社の取締役・使用人及び当社の子会社の取締役等・監査役・使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制、その他の当社の監査役への報告に関する体制

- ①当社の監査役は、当社における重要な意思決定の過程及び取締役の職務の執行状況を把握するため、当社の取締役会のほか必要に応じて、当社の経営会議などの主要な会議に出席する。
- ②当社グループの役職員は、当社の監査役から職務執行に関する事項について報告を求められた場合、速やかに報告を行う。また、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実及び不正行為又は法令・定款に違反する重大な事実を認識した場合、当社の監査役に報告する。
- ③当社の監査役は、当社グループのコンプライアンス、リスク管理の活動状況及び内部監査結果について、当社の内部監査部門等から定期的に報告を受け、これらが有効に機能しているかを監視し検証する。
- ④当社の代表取締役は、当社の監査役と定期的に意見交換を行うと同時に、監査の実効性が保たれるよう監査環境の整備に努める。
- ⑤当社は、主要な子会社の監査役に適切な人材を選任し、当該各社における監査の実効性向上と情報交換を目的としたグループ監査役会を定期的に開催する。

(9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社グループの役職員が当社の監査役に対して前号の報告をした場合、当該報告者に対して、不利益な取扱いを行わない体制を社内規程等により整備するほか、当該報告者及びその内容について、厳重な情報管理体制を整備するとともに、子会社に対しては、その旨を周知徹底する。

(10) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役会は、当社の監査役の職務の執行上必要な費用を当社の予算に計上する。また、当社の監査役が職務の執行において緊急又は臨時に支出した費用については、事後、会社に償還を請求することができる。当社代表取締役又は取締役会は、これらの内容に対して適切な措置を講じる。

(11) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①当社の監査役会は、重要な意思決定の過程について、当社の社外取締役と情報交換及び連携することにより、監査の実効性の確保に努める。
- ②当社の監査役会は、監査の実効性を一層確保すべく、会計監査人と定期的に情報交換を行う。

<業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>

(1) リスク管理及びコンプライアンス体制

- ①当社は、リスク管理委員会を3か月に1回開催し、その構成員である各執行役員が、管理対象リスクの洗い出し、分析及び策定した対応計画について共有・協議しています。また、この委員会の配下には、コンプライアンス及び事業継続マネジメント（BCM）に関する2つの小委員会を設置し、グループ横断的なリスクと位置付けるコンプライアンスリスクと事業中断リスクについて、対応の実効性を高めるための活動を展開しています。これらの活動内容は取締役会に報告・答申し、経営層によるマネジメントレビューを実施するなど、業務執行に反映させる仕組みを整備しています。当期は、リスク管理委員会を4回、コンプライアンス小委員会を2回、BCM小委員会を2回開催し、取締役会への報告を4回実施しました。
- ②コンプライアンス強化の取り組みとしては、コンプライアンス小委員会において、事業継続上重要な法令の要求事項について点検を行うなど、コンプライアンス体制の継続的改善を図りました。また、内部通報窓口であるコンプライアンス・カウンターにおいては、通報内容に対して適切に対応しました。
- ③BCM推進の取り組みとしては、安否確認・情報連絡訓練を1回、初動対応模擬訓練を1回実施しました。このほか、新型コロナウイルスの感染拡大状況に応じて、国や自治体の動向を踏まえた、感染拡大の防止策を継続的に実施しました。
- ④財務報告の適正性に関する内部統制については、財務報告に係る内部統制に関する社内規程等に基づき、内部監査部門が対象となる各部門及び子会社の評価作業を継続的に実施しました。

(2) 取締役の職務執行の効率性を確保するための体制

- ①当社は執行役員制度を導入しており、意思決定・監督機能については、取締役会（当期は15回開催）において、重要事項に関する意思決定並びに中期経営計画・年度予算の進捗状況及び業績を確認するなど、業務執行の監督機能強化に努めました。業務執行機能については、執行役員会（当期は12回開催）において、業務執行の進捗状況に関する報告、社長からの業務執行方針の指示・伝達等を行いました。

- ②当社は、主管部門の役職員が子会社の役員に就任することなどにより、経営上の施策について進捗管理を行い、子会社の業務執行を効率的に進めました。

(3) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、取締役会附議基準や関係会社管理規程に基づき、主管部門を通じて、子会社における経営上の重要事項を当社取締役会で附議したほか、業務執行について報告を受けました。
- ②当社内部監査部門は、関係会社管理規程に基づき、定期的の子会社監査を実施し、指摘すべき事項が発見された場合は、改善指導及び確認を行いました。

(4) 監査役の監査体制

- ①当社は監査役の補助使用人として、監査役の監査業務を補助する専任の者及び主要部門の上級管理職が兼務する検査役監査役付を配置し、毎月、検査役報告会を開催しています。検査役報告会では、監査役は検査役から業務検査状況の報告を受け、監査業務を実施しました。
- ②当社の監査役は取締役会、経営会議等の重要会議に出席し、経営判断のプロセスに関する正確な情報を適時に入手することができる体制を構築しています。監査役監査の実効性を向上させるため、会計監査人のほか、内部監査部門との連携を図っています。また、リスク管理・コンプライアンス、会計、労務を担当する各部門から定期的に報告を受け、内部統制が有効に機能しているかの監視・検証を行いました。さらに、主要な子会社の監査役を出席メンバーとするグループ監査役会を当期は5回開催し、グループ経営の執行状況に対する監視機能強化に努めました。
- ③当社の監査役会は、月例の監査役会に合わせて、経営会議の議事内容について担当執行役員が監査役及び社外取締役に対して説明する場を設け、意見交換を行っています。また、監査役と代表取締役との間においても、原則として半期毎に意見交換を行っています。

(以上の事業報告における記載数値は、注記がある場合を除き、表示単位未満を四捨五入して)
表示しています。

連結株主資本等変動計算書 (2022年1月1日から 2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					新 予 約 株 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 計 合
	資 本 金	資 剩 余 金	本 金 利 剩 余 金	益 金 自 株	己 式 株 主 資 本 計 合	株 主 資 本 計 合	そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 上 償 損	延 滞 益	為 替 調 整 勘 定	退 職 給 付 金 累 計 額			
当期首残高	50,064	33,899	359,641	△2,362	441,241	37,226	3,403	13,699		42	54,370	116	44,361	540,089
連結会計年度中の変動額														
新株の発行					-									-
新株の発行 (新株予約権の行使)	10	10			20									20
剰余金の配当			△21,096		△21,096									△21,096
親会社株主に帰属 する当期純利益			108,672		108,672									108,672
自己株式の取得				△103	△103									△103
自己株式の処分		0		0	0									0
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		△2,416			△2,416									△2,416
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)						△300	372	46,744		6	46,822	△20	10,586	57,388
連結会計年度中の変動額 合計	10	△2,406	87,576	△103	85,076	△300	372	46,744		6	46,822	△20	10,586	142,464
当期末残高	50,074	31,493	447,216	△2,465	526,318	36,926	3,775	60,443		49	101,192	96	54,948	682,554

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等

1. 連結の範囲に関する事項

連結の範囲に含まれている子会社は348社であります。主要な連結子会社の名称は、住友林業フォレストサービス(株)、住友林業ホームエンジニアリング(株)、住友林業ホームテック(株)、住友林業レジデンシャル(株)、Henley Arch Unit Trust、Henley Arch Pty Ltd.、Bloomfield Homes, L.P.、Crescent Communities, LLC、DRB Enterprises, LLC、Edge Utah HoldCo, LLC、Gehan Homes, Ltd.、MainVue Homes LLC 及び Mark III Properties, LLC です。

当連結会計年度より、持分の新規取得に伴いStructural HoldCo, LLC 他41社を連結の範囲に含めております。一方、持分の売却・清算に伴い、前連結会計年度に連結子会社であった第一産商(株) 他9社を連結の範囲から除外しております。また、持分の減少に伴い、前連結会計年度に連結子会社であったCC Independence Park, L.P. 他7社を連結の範囲から除外し、持分法適用の範囲に含めております。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

国内連結子会社6社及び海外連結子会社1社の決算日は3月31日であるため、連結計算書類の作成にあたり、連結決算日に実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。なお、その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

3. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社は164社であります。主要な持分法適用関連会社の名称は、(株)熊谷組です。

当連結会計年度より、持分の新規取得に伴い、Jefferson Centerpointe Manager, LLC 他30社を持分法適用の範囲に含めております。一方、持分の売却・清算に伴い、前連結会計年度に持分法適用関連会社であったCrescent Bellevue Joint Venture, LLC 他6社を連結の範囲から除外しております。また、持分の減少に伴い、前連結会計年度に連結子会社であったCC Independence Park, L.P. 他7社を持分法適用の範囲に含めております。

(2) 持分法適用関連会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類又は連結決算日に実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

②デリバティブ

時価法によっております。

③棚卸資産

商品、製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品は主として移動平均法による原価法を、未成工事支出金、販売用不動産及び仕掛販売用不動産は個別法による原価法を採用しております。貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は主として定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。海外連結子会社は主として定額法を採用しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

④完成工事補償引当金

完成工事に係る補修費支出に備えるため、過去の実績に将来の見込みを加味した額を計上しております。

⑤役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、一部の連結子会社は、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用については、発生年度に一括処理しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①商品の販売

木材建材事業及び資源環境事業においては木材・建材等の販売、住宅・建築事業及び海外住宅・不動産事業においては分譲住宅等の販売を行っております。これらの販売については、主として顧客に引き渡した時点で、法的所有権、物理的占有、商品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、支払いを受ける権利が確定するため、当該時点で収益を認識しております。

主に木材建材事業において顧客への商品の提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る対価から商品等の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

取引の対価は、引き渡し後速やかに受領しており、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が主として1年以内であるため、重大な金融要素は含んでおりません。

②工事契約等

住宅・建築事業及び海外住宅・不動産事業においては戸建住宅・集合住宅等の建築工事の請負を行っております。これらの工事契約等については、履行義務を充足するにつれて、資産が創出され顧客が当該資産を支配することから、一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法によっております。

ただし、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については、一定の期間にわたり収益を認識せず、引渡時点において履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

取引の対価は、契約条件に従い、概ね履行義務の進捗に応じて段階的に受領するとともに、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が主として1年以内であるため、重大な金融要素は含んでおりません。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、外貨建取引の振当処理をヘッジ対象の貿易取引等に適用しております。金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を適用しております。

②ヘッジ手段

為替変動リスクに対し、為替予約取引及び通貨スワップ取引を利用しております。金利変動リスクに対し、金利スワップ取引を利用しております。

③ヘッジ対象

管理規程に定められた方針に基づき、予定取引を含む貿易取引等の一部及び金利変動リスクのある借入金等をヘッジの対象としております。

④ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引及び通貨スワップ取引については、ヘッジの有効性が高いと認められるため、有効性の評価については省略しております。金利スワップの特例処理が適用される取引については、有効性の評価を省略しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって定額法により償却を行っております。金額が僅少なものについては、発生年度で償却しております。

会計方針の変更に関する注記

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企

業会計基準第10号（2019年7月4日）第44－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「流動資産」の「受取手形及び売掛金」に含めていた「電子記録債権」及び「流動負債」の「支払手形及び買掛金」に含めていた「電子記録債務」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することといたしました。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「投資有価証券売却益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することといたしました。

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「完成工事未収入金」は、当連結会計年度より「完成工事未収入金及び契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「未成工事受入金」及び「その他」の一部、並びに「固定負債」に表示していた「その他」の一部は、「契約負債」に含めて表示することといたしました。

重要な会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
有形固定資産及び無形固定資産	221,678
減損損失計上額	6,609

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

減損の兆候がある資産又は資産グループについて、そこから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が減損損失判定時点の帳簿価額の合計を下回る場合、減損損失判定時点の帳簿価額の合計と回収可能価額との差額を減損損失として計上しております。

②金額の算出に用いた主要な仮定

回収可能価額は、正味売却価額及び使用価値のいずれか高い方の利用が要請され、正味売却価額については、売却予定価額又は鑑定評価額を基に算定し、また、使用価値については、将来キャッシュ・フローをはじめとし、多くの見積り・前提を使用して算定する必要があります。将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、取締役会等で承認された予算及び中長期の事業計画に基づく売上高及び営業利益の予測、並びに加重平均資本コストであります。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

これらの見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度の連結計算書類において減損損失の追加計上が必要となる可能性があります。

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
繰延税金資産（相殺後）	7,736
繰延税金負債（相殺後）	35,406

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

繰延税金資産は、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について計上しております。

②金額の算出に用いた主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性の見積りにあたっては、取締役会等で承認された予算及び中長期の事業計画に基づく売上高及び営業利益の予測のほか、将来減算一時差異のスケジュールリングを考慮しております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りや将来減算一時差異のスケジュールリングに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度の連結計算書類において繰延税金資産の調整額を収益又は費用として計上する可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 契約資産及び契約負債の残高

完成工事未収入金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、連結計算書類「連結注記表 収益認識に関する注記 3. (1) 契約資産及び契約負債の残高等」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2. 担保資産及び担保付債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	1,107百万円
受取手形及び売掛金	1,362
完成工事未収入金及び契約資産	8,164
未成工事支出金	325
販売用不動産	23,996
仕掛販売用不動産	18,668
未収入金	48
建物及び構築物	12,023
機械装置及び運搬具	10,965
土地	7,595
建設仮勘定	2,964
投資有価証券	23,296
その他	7,282
合計	117,794

※上記のほか、連結処理により相殺消去されている次の資産を担保に供しております。

子会社株式	6百万円
関係会社貸付金	5,744

(2) 担保付債務

短期借入金	11,739百万円
1年内償還予定の社債	12
社債	140
長期借入金	14,889
契約負債	321
合計	27,102

3. 有形固定資産の減価償却累計額 143,723百万円

4. 保証債務等

金融機関からの借入金等に対する保証

住宅・宅地ローン適用購入者	26,356百万円
Crescent Communitiesグループ	25,846
傘下の関連会社	
荻田バイオマスエナジー(株)	17,426
DRSFA, LLC	731
Grand Star Co., Ltd.	598
(同)杜の都バイオマスエナジー	345
川崎バイオマス発電(株)	74
合計	71,376

5. 期末日満期手形等

期末日満期手形等の会計処理は、手形交換日又は決済日をもって決済処理しております。なお、当連結会計年度の末日は金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等が当連結会計年度末残高に含まれております。

受取手形	2,459百万円
電子記録債権	4,793
支払手形	20
電子記録債務	3,997

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式総数
普通株式 201,218,236株
2. 当連結会計年度の末日における自己株式の数
普通株式 1,390,509株

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年3月29日 定時株主総会	普通株式	9,041	45.00	2021年12月31日	2022年3月30日
2022年8月9日 取締役会	普通株式	12,055	60.00	2022年6月30日	2022年9月8日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの次のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年3月30日 定時株主総会	普通株式	13,060	利益剰余金	65.00	2022年12月31日	2023年3月31日

4. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 4,764,998株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、資金調達については主に銀行借入及び社債発行によっております。

デリバティブ取引については、通常の外貨建営業取引等に係る為替変動リスク及び借入金に係る支払金利の変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権並びに未収入金は顧客の信用リスクに晒されており、短期貸付金は、主として短期資金の運用を目的に一定以上の格付けのある金融機関と契約している現先取引であり、信用リスクは軽微であります。有価証券は、主に短期間で決済される譲渡性預金であります。投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する株式であり、市場価格変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務並びに工事未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金及び社債の用途は、主に運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。変動金利による借入金は金利の変動リスクに晒されておりますが、一部についてはデリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての金銭債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引及び通貨スワップ取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用情報を最低年1回把握する体制としております。

②市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、取引の実行及び管理は定められた範囲内で、管理規程に基づく一定のルールのもと、各会社の担当部門において実行され、その実施状況は取締役会にて定期的に報告されております。

また、これらの取引は国内外の優良な金融機関に分散して実施しており、契約不履行によるリスクは極めて少ないものと考えております。

③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社の各部署及び連結子会社からの報告に基づき、財務部が資金繰計画を作成・更新することなどによ

り、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 ※ 1	時価 ※ 1	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券 ※ 3			
①満期保有目的の債券	456	445	△11
②関連会社株式	42,670	29,901	△12,769
③その他有価証券	77,035	77,035	—
資産計	120,161	107,381	△12,780
(1) 社債 ※ 4	(90,152)	(87,346)	△2,806
(2) 長期借入金 ※ 5	(211,970)	(209,108)	△2,862
負債計	(302,122)	(296,454)	△5,668
デリバティブ取引 ※ 6			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	58	58	—
②ヘッジ会計が適用されているもの	5,402	5,402	—
デリバティブ取引計	5,460	5,460	—

※ 1 負債に計上されているものは、()で示しております。

※ 2 現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、有価証券のうち譲渡性預金、支払手形及び買掛金、工事未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。また、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目についても、記載を省略しております。

※ 3 市場価格のない株式等及び連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については、「(1) 有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度
非上場株式	2,668
関連会社株式	79,674
組合出資金等	1,246

- ※ 4 1年以内に償還予定の社債を含めております。
- ※ 5 1年以内に返済予定の長期借入金を含めております。
- ※ 6 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 株式	77,035	—	—	77,035
デリバティブ取引 通貨関連	—	5,800	—	5,800
資産計	77,035	5,800	—	82,835
デリバティブ取引 通貨関連	—	340	—	340
金利関連	—	0	—	0
負債計	—	340	—	340

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	445	—	—	445
関連会社株式	29,901	—	—	29,901
資産計	30,346	—	—	30,346
社債	—	87,346	—	87,346
長期借入金	—	209,108	—	209,108
負債計	—	296,454	—	296,454

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式、国債・地方債等は相場価格を用いて評価しております。これらは活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものの時価は、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。また、固定金利によるものの時価は、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額(*)を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(*)金利スワップの特例処理の対象とされた長期借入金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域及び海外（主に米国）において、賃貸マンション等を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
39,383	38,513

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2 期末の時価は、以下によっております。

(1) 国内の主要な不動産については、不動産鑑定士による鑑定評価額、その他の不動産については、適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく金額等を採用しております。

(2) 海外の不動産については、主に現地の鑑定人による鑑定評価額を採用しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	3,140円26銭
1 株当たり当期純利益	543円80銭

重要な後発事象に関する注記

(取得による企業結合)

当社は、2023年1月13日（米国時間）に、連結子会社であるGehan Homes, Ltd.社を通じて、米国Southern Impression Homesグループの持株会社であるSI HoldCo, LLCの持分80%を取得し、当社の連結子会社としました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 SI HoldCo, LLC他11社

事業の内容 戸建賃貸住宅の宅地開発・建築・販売・賃貸物件管理を行うSouthern Impression Homesグループの持株会社

(2) 企業結合を行う主な理由

当社は主にフロリダ州で投資家向けの戸建賃貸住宅の宅地開発、建築、販売、賃貸管理事業を展開するSouthern Impression Homesグループを連結子会社化し、同州で戸建住宅事業に参入します。全米有数の市場であるフロリダ州への進出を足掛かりに、既に米国で展開している戸建分譲住宅事業のさらなる拡大と賃貸管理事業への新規参入を目的に今回の持分取得に至りました。

(3) 企業結合日

2023年1月13日（米国時間）

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする持分の取得

(5) 取得する議決権比率

80%

(6) 取得企業を決定するに至る主な根拠

当社の連結子会社であるGehan Homes, Ltd.が現金を対価として持分を取得することによるものです。

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	11,520百万円
-------	----	-----------

取得原価		11,520百万円
------	--	-----------

（注）取得の対価には条件付取得対価を含めていません。

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

現時点では確定しておりません。

4. 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

5. 企業結合日に受け入れる資産及び引き受ける負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

6. 企業結合契約に規定される条件付取得対価の内容及び当連結会計年度以降の会計処理方針

契約に基づき、被取得企業の将来の業績指標達成度合いに応じて、追加の支払いをすることとしております。なお、条件付取得対価の変動部分につきましては、米国会計基準に基づき認識していきま

す。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

		主たる地域市場（注） 1	当連結会計年度
報告セグメント	木材建材事業	日本	193,545
		その他	59,651
		小計	253,196
	住宅・建築事業	日本	505,240
	海外住宅・不動産事業	米国	744,461
		豪州	103,281
		その他	85
		小計	847,827
	資源環境事業	日本	15,478
		ニュージーランド	2,012
		インドネシア	1,493
		その他	1,484
		小計	20,467
	その他	日本	9,529
	顧客との契約から生じる収益		
その他の収益（注） 2			33,448
外部顧客への売上高			1,669,707

（注） 1 顧客の所在地を基礎として分類しております。

2 その他の収益には、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）に基づく賃貸料収入等が含まれております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結計算書類「連結注記表 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等 4. 会計方針に関する事項 (5) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度期首	当連結会計年度末
顧客との契約から生じた債権	142,417	162,335
契約資産 (注) 1	47,154	50,073
契約負債 (注) 2	75,145	80,095

(注) 1 契約資産は主に、工事契約等において進捗度の測定に基づいて認識した収益にかかる未請求売掛金であり、連結貸借対照表上、流動資産の「完成工事未収入金及び契約資産」に含まれております。なお、顧客からの検収を受けたことにより工事が完了し、当社及び連結子会社の権利が無条件となった時点で、債権へ振り替えられます。

2 契約負債は主に、工事契約及び不動産売買等における顧客からの前受金であり、工事等の進捗、サービスの提供等に伴って履行義務は充足され、契約負債は収益へと振り替えられます。また、期首現在の契約負債残高は、概ね当連結会計年度に収益として認識しています。なお、当連結会計年度における契約資産及び契約負債の残高の変動並びに当連結会計年度において過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

追加情報に関する注記

(会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響)

新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期等を予測することは極めて困難であります。当社グループにおいては、当連結会計年度の業績に一定の影響はあったものの、重要な影響は発生しておりません。したがって、繰延税金資産の回収可能性や減損損失の認識の判定等にあたっては、今後の新型コロナウイルス感染症の影響は継続的に軽微であるとの仮定を置いて、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づき、当連結会計年度末現在における最善の見積りを行っております。しかしながら、これらの見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

株主資本等変動計算書 (2022年1月1日から 2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								評価・換算差額等			新 予 約 株 権	純 資 産 計	
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 上 償 損			延 滞 益
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	繰 上 償 損	延 滞 益							
当期首残高	50,064	49,004	259	2,857	1,715	154,722	9,712	△291	268,043	37,645	3,356	116	309,160	
事業年度中の変動額														
新株の発行									-				-	
新株の発行 (新株予約権の 行使)	10	10							20				20	
別途積立金の積立						△15,403	15,403		-				-	
剰余金の配当							△21,096		△21,096				△21,096	
当期純利益							3,292		3,292				3,292	
自己株式の取得								△2	△2				△2	
自己株式の処分			0					0	0				0	
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額 (純額)										△380	56	△20	△345	
事業年度中の変動額合計	10	10	0	-	-	△15,403	△2,401	△2	△17,785	△380	56	△20	△18,130	
当期末残高	50,074	49,014	259	2,857	1,715	139,319	7,311	△293	250,257	37,265	3,412	96	291,030	

個別注記表

重要な会計方針に係る事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

(2) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(3) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品は移動平均法による原価法を、未成工事支出金、販売用不動産及び仕掛販売用不動産は個別法による原価法を採用しております。貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特

定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 完成工事補償引当金

完成工事に係る補修費支出に備えるため、過去の実績に将来の見込みを加味した額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。事業年度末において、年金資産見込額が退職給付債務見込額を超過している場合は、超過額を前払年金費用として計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用については、発生年度に一括処理しております。

(6) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該会社の財務状況等を勘案して、損失見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①商品の販売

木材建材事業においては木材・建材等の販売、住宅・建築事業においては分譲住宅等の販売を行っております。これらの販売については、主として顧客に引き渡した時点で、法的所有権、物理的占有、商品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、支払いを受ける権利が確定するため、当該時点で収益を認識しております。

主に木材建材事業において顧客への商品の提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る対価から商品等の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

取引の対価は、引き渡し後速やかに受領しており、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が主として1年以内であるため、重大な金融要素は含んでおりません。

②工事契約等

住宅・建築事業においては戸建住宅・集合住宅等の建築工事の請負を行っております。これらの工事契約等については、履行義務を充足するにつれて、資産が創出され顧客が当該資産を支配することから、一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、主とし

で発生原価に基づくインプット法によっております。

ただし、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については、一定の期間にわたり収益を認識せず、引渡時点において履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

取引の対価は、契約条件に従い、概ね履行義務の進捗に応じて段階的に受領するとともに、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が主として1年以内であるため、重大な金融要素は含んでおりません。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、外貨建取引の振当処理をヘッジ対象の貿易取引等に適用しております。金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を適用しております。

(2) ヘッジ手段

為替変動リスクに対し、為替予約取引及び通貨スワップ取引を利用しております。金利変動リスクに対し、金利スワップ取引を利用しております。

(3) ヘッジ対象

社内管理規程に定められた方針に基づき、予定取引を含む貿易取引等の一部及び金利変動リスクのある借入金等をヘッジの対象としております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引及び通貨スワップ取引については、ヘッジの有効性が高いと認められるため、有効性の評価については省略しております。金利スワップ取引については、特例処理適用につき、有効性の評価については省略しております。

会計方針の変更に関する注記

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において、「流動資産」の「受取手形」に含めていた「電子記録債権」及び「流動負債」の「支払

手形」に含めていた「電子記録債務」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することといたしました。

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「完成工事未収入金」は、当事業年度より「完成工事未収入金及び契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「未成工事受入金」及び「その他」の一部、並びに「固定負債」に表示していた「その他」の一部は、「契約負債」に含めて表示することといたしました。

重要な会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
有形固定資産及び無形固定資産	49,863
減損損失計上額	4,949

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表 重要な会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
繰延税金資産 (相殺後)	—
繰延税金負債 (相殺後)	16,972

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表 重要な会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産

投資有価証券	17,403百万円
関係会社株式・出資金	3,377
関係会社長期貸付金	122
その他	2,065
合計	22,967

上記の資産に対応する債務はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 28,936百万円

3. 有形固定資産の圧縮記帳累計額 1,369百万円

4. 保証債務等

(1) 関係会社の金融機関からの借入金等に対する保証

Sumitomo Forestry America, Inc.	17,536百万円
苅田バイオマスエナジー(株)	17,426
Sumitomo Forestry Australia Pty Ltd.	2,826
八戸バイオマス発電(株)	2,114
PT. Kutai Timber Indonesia	1,991
Vina Eco Board Co., Ltd.	1,472
Grand Star Co., Ltd.	598
Sumitomo Forestry (Singapore) Ltd.	540
(同)杜の都バイオマスエナジー	345
PT. AST Indonesia	199
みちのくバイオエナジー(株)	111
川崎バイオマス発電(株)	74
(株)住協	36
住協ウインテック(株)	6
合計	45,275

(2) その他の金融機関からの借入金等に対する保証	
住宅・宅地ローン適用購入者	25,821百万円
(3) リース取引に対する保証	
Builder Solutions Group North Carolina, LLC	2,392百万円
5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）	
短期金銭債権	43,676百万円
短期金銭債務	83,457
長期金銭債務	1,429
6. 期末日満期手形	
期末日満期手形等の会計処理は、手形交換日又は決済日をもって決済処理しております。なお、当事業年度の末日は金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等が当事業年度末残高に含まれております。	
受取手形	2,452百万円
電子記録債権	4,188
電子記録債務	3,787

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高	
売上高	19,541百万円
仕入高	147,123
営業外収益	
受取利息	141
受取配当金	11,513
その他	211
営業外費用	46

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数	
普通株式	289,159株

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	3,143百万円
賞与引当金	2,469
販売用不動産等評価損	192
退職給付引当金	308
関係会社事業損失引当金	641
関係会社株式評価損	6,636
投資有価証券・ゴルフ会員権評価損	1,307
完成工事補償引当金	541
その他	9,846
繰延税金資産小計	25,083
評価性引当額	△19,563
繰延税金資産合計	5,519
繰延税金負債	
固定資産圧縮記帳積立金	757百万円
退職給付信託設定益	1,168
その他有価証券評価差額金	16,137
その他	4,431
繰延税金負債合計	22,492
繰延税金資産（負債）の純額	△16,972百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.7%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△30.0%
住民税均等割	1.7%
評価性引当額	62.2%
その他	4.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	71.8%

関連当事者との取引に関する注記

関係会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	事業年度末 残高
子会社	住友林業ホームエンジニアリング(株)	直接 100.0%	資材の有償支給・ 戸建住宅の施工 役員の兼任	当社戸建住宅 の施工 (注) 1	93,674	未収入金 工事未払金	27,906 31,080
子会社	住友林業ホームテック(株)	直接 100.0%	住宅のアフター メンテナンス 役員の兼任	余剰資金の預り (注) 2	—	預り金	18,592
子会社	Sumitomo Forestry America, Inc.	直接 100.0%	役員の兼任	増資の引受 債務保証 (注) 3	35,951 17,536	—	—
関連 会社	苅田バイオマスエナ ジー(株)	直接 41.5%	役員の兼任	債務保証 (注) 3	17,426	—	—

- (注) 1 取引条件及び取引条件の決定方針等については、一般取引条件と同様に決定しております。
 2 グループ内資金の一元管理を目的とするものであり、取引が反復的に行われていることから、取引金額の記載は行っておりません。
 3 金融機関からの借入につき、債務保証を行っております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1,447円94銭
1 株当たり当期純利益金額	16円38銭

収益認識に関する注記

連結計算書類「連結注記表 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

追加情報に関する注記

(会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響)

新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期等を予測することは極めて困難であります。当社においては、当事業年度の業績に一定の影響はあったものの、重要な影響は発生しておりません。

したがって、繰延税金資産の回収可能性や減損損失の認識の判定等に当たっては、今後の新型コロナウイルス感染症の影響は継続的に軽微であるとの仮定を置いて、計算書類作成時に入手可能な情報に基づき、当事業年度末現在における最善の見積りを行っております。しかしながら、これらの見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度以降の計算書類に影響を与える可能性があります。